

カンボジア会社法 (第2改訂版)

2015年3月

本資料はJBL Mekong Co., Ltd. 村上暢昭氏（監修、訳）、藪本雄登氏（訳）、松本久美氏（訳）、今江里花氏（訳）に委託し、JETROの支援で作成したものであり、投資を検討する参考資料として活用いただければ幸いです。

ただし、JETRO及び委託先はその内容及び本資料を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負うものではありません。

会社法に関する厳密な解釈等についてはカンボジア関連省庁および法律事務所等にもご確認いただくことをお勧めいたします。

第一章 一般条項

第1条 (適用範囲)

本法律は、カンボジア王国において事業を営むパートナーシップ及び会社に適用される。パートナーシップは、一般パートナーシップ及び限定パートナーシップからなる。会社は、私的有限責任会社及び公開有限責任会社からなる。

第2条 (定義)

- (1) 人とは、自然人と法人を含む。
- (2) 登記官とは、商業登記法に従って選任された登記官をいう。
- (3) 登記上に記載された事務所とは、商業登記法に従って登記された事務所をいう。
- (4) 子会社とは、親会社たる他のパートナーシップ又は会社に支配される、パートナーシップ又は会社をいう。
 - (a) パートナーシップの場合、その親会社たるパートナーシップは子会社のパートナーシップの持分の少なくとも過半数を保有する。
 - (b) 会社の場合、その親会社たる会社は子会社たる会社の議決権付き株式の少なくとも過半数を保有する。

第3条 (登記上の代理人・登記上の事務所)

- 1 パートナーシップ及び会社は、カンボジア王国内に、継続して、登記上に記載された事務所及び代理人を置くものとする。
- 2 パートナーシップ及び会社は、その登記上に記載された事務所のカンボジア王国における所在地及び郵送物の送付先が事務所の所在地と異なる場合は、郵便物の送付先を登記官に届け出なければならない。
- 3 パートナーシップ及び会社は、代理人の氏名を登記官に登記するものとする。代理人は、行為能力を有する自然人でなければならない。登記上に記載された代理人は、パートナーシップ又は会社を代表して、裁判所からの出廷命令書や召喚状を含む公文書を受領する権限を有するものとする。
- 4 登記上に記載された事務所や代理人の情報に変更があった場合、パートナーシップ及び会社は、当該変更が生じてから15営業日以内に、登記官に当該変更について届け出なければならない。
- 5 本法律に基づいて設立された全てのパートナーシップ及び会社には、カンボジア王国の法律が適用されるものとする。

第4条 (文書の送付)

- 1 法律上、パートナーシップ又は会社に対して文書を送付する必要がある場合、当該文書は、法律上その他の方法が定められていない限り、パートナーシップ又は会社の営業時間中に、登記上に記載された事務所の登録上に記載された代理人に送付するものとする。
- 2 前項の場合において、文書は、前項で定める者に代わり、一般パートナーシップの場合はそのパートナー、限定パートナーシップの場合はその一般パートナー、会社の場合はその取締役を送付することができる。
- 3 前二項に規定する方法によって文書を送付することができない場合、文書は、登記官に送付することができ、登記官は当該文書を登記官の記録上に記載された再審のパートナーシップ又は会社の所在地に郵送するものとする。この場合、登記官への送付をもって、当該文書はパートナーシップ又は会社へ送付されたものとみなされるものとする。

第5条 (クメール名の使用)

- 1 パートナーシップ及び会社は、その商号をクメール語で表記しなければならない。商号のクメール語表記はその他の言語での表記よりも上部にかつ大きく記載されなければならない。商号を他の言語に翻訳することはできないものとする。商号のクメール語表記は、その他の言語による表記と同じ発音による綴りで表記しなければならない。
- 2 パートナーシップ及び会社は、カンボジア王国の領土、領海及び領空においては、公的に用いられる印章、レターヘッド、書式及び文書、並びに、広告に、クメール語表記の商号を表示しなければならない。
- 3 パートナーシップ又は会社は、カンボジア王国外においては、その他の言語による商号を使用し、表示することができる。

第6条 (手数料・科料・利息・罰金の不払い)

- 1 商業省に対して支払うべき手数料、科料、利息又は罰金の支払いを怠ったパートナーシップ又は会社は、支払うべき全ての手数料、科料、利息及び罰金の支払いを終えるまで、いかなる訴訟も提起することはできず、又、当該パートナーシップ又は会社に対する民事訴訟において、いかなる抗弁も主張することができない。
- 2 前項の規定は、パートナーシップ及び会社による、手数料、科料、利息及び罰金の支払義務の存否に関する訴訟の提起や訴訟上の防御を禁じるものではない。
- 3 訴訟当事者が、パートナーシップ又は会社には商業省に対する、手数料、科料、利息又は罰金の支払義務があるとの主張を行った場合、当該パートナーシップ又は会社は、裁判所に対して領収書を提出することができる。裁判所は、別途反証がな

されない限り、当該領収書を、手数料等が支払われたことの証拠として取り扱うものとする。

第7条（年次報告書）

全てのパートナーシップ又は会社は、商業省に対し、パートナーシップ又は会社の現況に関する年次報告書を提出しなければならない。

第二章 一般パートナーシップ 第一節 一般条項

A.一般パートナーシップの設立

第8条（性質）

一般パートナーシップとは、二人以上が、利益を得るという共通の目的を持って企業活動を営むため、その財産、知識、又は活動を結合させる契約のことをいう。

第9条（契約の方式）

一般パートナーシップ契約は、口頭又は書面によって締結することができる。一般パートナーシップ契約が書面によって締結された場合、全てのパートナーがこれに署名するものとする。

第10条（パートナーシップの存在を定める規則）

裁判所は、パートナーシップ契約の内容が不明確である場合、同契約の当事者が一般パートナーシップを設立するという共通の認識を有していたか否かを判断するために、次に掲げる事実を考慮するものとする。

- (a) 二人以上が財産を共有している場合において、各当事者がその財産から生じた利益を分けあっているか否か、又は、一般パートナーシップがその財産によって形成されているか否かという事実
- (b) 二人以上が企業活動から得た売上を分配している場合において、各当事者が売上から生じた財産において共有して又は共通する権利を有するか否か、又は、一般パートナーシップがその共通の又は共有財産によって形成されているか否かという事実

第11条（効力発生日）

一般パートナーシップが設立された場合において、パートナーシップ契約の各当事者は、当該契約に別段の定めがある場合を除き、当該契約成立時に当該契約に拘束されるものとする。

第12条（法人格・権利能力）

一般パートナーシップは、各パートナーとは別個の法人格を有する。一般パートナーシップは、商業登記法に従って登記された時点で法人格を取得し、次に掲げる権利能力を有するものとする。

- (a) 自己名義で動産及び不動産を所有する権利能力
- (b) 自己名義で経済活動を行う権利能力
- (c) 自己名義で契約する権利能力
- (d) 自己名義で訴訟提起及び応訴する権利能力

第13条（国籍）

法人格を取得した一般パートナーシップは、次に掲げる場合においてのみ、カンボジア国籍を有するものとみなす。

- (a) 当該一般パートナーシップが、カンボジア王国内に営業拠点及び登記上に記載された事務所を有し、かつ、
- (b) 当該パートナーシップの持分の51%以上を、カンボジア国籍を有する自然人又は法人が保有している場合

第14条（パートナーシップの商号）

一般パートナーシップの商号は、一人又はそれ以上のパートナーの名前を含むものとし、商号の末尾又は下部に「一般パートナーシップ」という言葉を配置するものとする。一般パートナーシップは、経済活動を行う際には当該商号を使用するものとする。

第15条（登記・届出・公示義務）

パートナーは、各自、当該一般パートナーシップに関する登記、届出及び公示義務を負う。

B. パートナー間の関係

第16条（パートナーによる出資の性質）

各パートナーは、

- (a) 一般パートナーシップに対し、現金、物品、過去に提供した役務又は将来の

役務提供によって出資することができる。

- (b) 当該一般パートナーの知識又は活動に基づく役務提供によって出資することができる。ただし、当該役務には、公務員の地位に基づく影響力の行使は含まれないものとする。

第17条（出資によるパートナーの債務）

各パートナーは、出資すると約した全てのものについて、一般パートナーシップの債務者となる。

第18条（現物出資）

パートナーが現物出資を引き受けた場合、当該パートナーは物品の所有権又は使用収益権を一般パートナーシップに譲渡し、当該物品を一般パートナーシップの自由な処分に供させるものとする。

第19条（金銭出資）

一般パートナーが金銭出資を引受けたにも関わらず、これを履行することができなかった場合、当該一般パートナーは、出資の履行期日からの利子及び損害につき、これを賠償する責任を負う。

第20条（知識・活動による出資）

- 1 一般パートナーが知識又は活動による出資を引き受けた場合、当該一般パートナーは、その者が一般パートナーである限り、当該出資の履行義務を負い続ける。
- 2 書面による一般パートナーシップ契約及び一般パートナーシップの会計帳簿には、一般パートナーからの出資には知識、役務又は活動が含まれているかどうかを記載しなければならない。

第21条（パートナーシップの資本）

- 1 一般パートナーシップの資本には、金銭及び現物出資が含まれるものとする。現物出資財産は評価され、その評価額については、全ての一般パートナーの同意を要するものとする。
- 2 一般パートナーシップの資本の計算には、知識、役務及び活動による出資は含まないものとする。

第22条（資本金の通貨）

一般パートナーシップの資本は、カンボジア王国通貨で計算されるものとする。

第23条（利益・損失の分配）

- 1 各一般パートナーは、一般パートナーシップから生じる利益と損失を分配する。
- 2 特定の一般パートナーには利益を分配しないという契約条項は、効力を有しない。
- 3 特定の一般パートナーには損失を負担させないという契約条項は、第三者に対して効力を有しない。

第24条（パートナーの利益分配）

- 1 他に当事者間に特段の合意がある場合を除き、各一般パートナーの資産、利益及び損失に関する持分比率は等しい。
- 2 契約によって、一般パートナーの資産、利益又は損失のいずれかに関する持分比率のみを設定した場合、当該持分比率は資産、利益及び損失の3つ全てに適用されるものと推定される。

第25条（パートナーの説明責任）

- 1 各一般パートナーは、一般パートナーシップに対し、その他の一般パートナー全員の同意を得ることなく、一般パートナーシップの事業に係る取引又はパートナーシップの財産を利用して得た利益について報告しなければならない。
- 2 一般パートナーは前項の義務を免れることができない。

第26条（パートナーの貸金に対する権利）

一般パートナーは、一般パートナーシップから貸金のを受け取ることができない。

第27条（損害賠償責任）

一般パートナーは、自らの責に帰すべき事由によって一般パートナーシップが被った損害について、これを賠償する責任を負う。

第28条（パートナーシップのために行った支出）

善意の一般パートナーは、一般パートナーシップのために行った支出について返還を受ける権利、並びに、一般パートナーシップのために負った契約上義務及び被った損失について補償を受ける権利を有する。

第29条（共通の債務者からの弁済の受領）

一般パートナー自身及び一般パートナーシップの両者が、同じ債務者に対して債権を有しており、どちらの債権についても支払期限が到来している場合において、当該債務者が当該一般パートナーに対して弁済を行った場合、一般パートナーが受けた給付は、一般パートナー自身の債権額と、一般パートナーシップの債権額の割合に応じて分配さ

れるものとする。

第30条（パートナー・パートナーシップの財産）

- 1 各一般パートナーは、一般パートナーシップの利益のためであれば、一般パートナーシップの財産を使用することができる。
- 2 各一般パートナーは、その他の一般パートナー全員の同意を得られた場合、自らのために一般パートナーシップの財産を使用することができる。
- 3 各一般パートナーは、一般パートナーシップの財産を使用することができる場合、他の一般パートナーのその使用权に基づく使用を妨げない方法で、一般パートナーシップの財産を使用しなければならない。

第31条（新たなパートナー）

- 1 一般パートナー全員の同意がない限り、自然人及び法人は一般パートナーになることができない。
- 2 一般パートナーは、その他の一般パートナーの同意なく、自身が一般パートナーシップから経済的利益を受ける権利を譲渡することができる。このような権利の譲渡がなされたとしても、権利の譲受人は当該一般パートナーシップの一般パートナーにはならない。

第32条（パートナーの利益の譲渡性）

一般パートナーは、一般パートナー全員の同意を得られた場合、自らの一般パートナーシップにおける利益を譲り渡すことができる。

第33条（担保としてのパートナーの持分）

- 1 一般パートナーの一般パートナーシップの資産及び利益に対する持分は、当該一般パートナー個人の債務に対する担保として使用することができる。持分を担保とするためには、一般パートナー全員の同意を得なければならない。
- 2 前項に反する契約は効力を有しない。

第34条（パートナーシップの業務執行に関する権限）

一般パートナーは、一般パートナーシップの業務執行に関するそれぞれの権限を定めることができる。

第35条（経営者の選解任・権限）

- 1 一般パートナーは、一人以上の一般パートナー又は一般パートナーではない者を、一般パートナーシップの経営者として選任することができる。

- 2 経営者は、不正行為でない限り、その権限内でいかなる行為もすることができ、経営者の行為の効果は一般パートナーシップに帰属する。経営者は、一般パートナーシップ契約に別段の定めがある場合を除き、一般パートナーの過半数以上の投票によって解任されるものとする。

第36条（経営者が二人以上存在する場合）

二人以上の経営者が選任された場合、各経営者は、一般パートナーシップ契約に別段の定めがある場合を除き、各自、単独で活動することができるものとする。

第37条（パートナーの業務執行権限）

- 1 各一般パートナーは、一般パートナーシップにおける業務執行権限を付与されたものとみなす。
- 2 一般パートナーによる一般パートナーシップの共通の活動に関する行為は、他の一般パートナーシップを拘束する。

第38条（パートナーの意思決定方法）

- 1 各一般パートナーは一般パートナーシップの意思決定に参加する権利を有し、その権利の行使は一般パートナーシップ契約によっても妨げられない。
- 2 一般パートナーシップ契約に別段の定めがある場合を除き、一般パートナーシップの意思決定は、一般パートナーシップにおける持分割合に関係なく、一般パートナーの過半数以上の投票によってなされるものとする。ただし、一般パートナーシップ契約内容の変更は、一般パートナー全員の同意によってなされるものとする。

第39条（情報を得る権利）

- 1 各一般パートナーは、その管理に携わっていないとしても、一般パートナーシップの業務に関する情報を取得し、一般パートナーシップの会計帳簿を調査することができる。
- 2 一般パートナーは、前項の権利を行使するに当たって、一般パートナーシップの業務及び他の一般パートナーによる前項の権利行使を妨げてはならないものとする。

C.一般パートナーシップと第三者の関係

第40条（代表者としてのパートナー）

各一般パートナーは、善意の第三者との関係では、一般パートナーシップの代表者となり、各一般パートナーが一般パートナーシップを代表して行った全ての行為は、一般

パートナーシップに帰属する。本条の定めに反する合意は無効である。

第41条（パートナーとの契約によって制限されたパートナーシップ）

一般パートナーの名義で負った債務が一般パートナーシップの業務の範囲内である場合、又は、当該債務が一般パートナーシップが使用する財産を内容とする場合、一般パートナーシップは当該債務に拘束されるものとする。

第42条（パートナーの責任）

- 1 全ての一般パートナーは、連帯して、一般パートナーシップの債務を負担する。
- 2 第三者は一般パートナーに対する請求は、一般パートナーシップ及びその財産からの履行が行われた後に行われなければならない。

第43条（新たなパートナーの責任）

既存の一般パートナーシップに一般パートナーとして加入することを認められた者は、その者が加入を認められる前から一般パートナーシップが負っていたすべて債務について、その債務が発生した時点でその者が既にパートナーであったものとして扱い、その責任を負うものとする。ただし、一般パートナーとして加入することが認められる以前に発生した全ての債務は、一般パートナーシップの財産から弁済することができ、当該一般パートナーの書面による同意がない限り、その責任はその個人財産には及ばない。

第44条（パートナーへの通知・パートナーの認識）

一般パートナーへの一般パートナーシップの事業に関する通知及び一般パートナーの認識は、当該一般パートナーが所属する一般パートナーシップに対する詐欺があった場合を除き、当該一般パートナーシップへの通知及び当該一般パートナーシップの認識とみなす。

第45条（不正表示）

- 1 パートナーではないにもかかわらず、直接的、間接的を問わず、他人に、自らがパートナーであると信じさせた者は、善意の第三者に対し、一般パートナーとして責任を負うものとする。
- 2 前項の詐欺行為があった場合、当該一般パートナーシップは、その者を一般パートナーであると信じるに足る理由を与え、かつ、第三者がその者がパートナーであると誤信することを防ぐ方策を取ることを怠った場合を除き、第三者に対して責任を負わないものとする。

第46条（匿名パートナー）

公表されていない一般パートナーを匿名パートナーといい、第三者に対して、公表されている一般パートナーと同様の義務を負う。

第47条（証券の発行）

- 1 一般パートナーシップは、有価証券の公募発行をすることができず、また、流通証券を発行することもできない。
- 2 前項に違反して締結された契約並びに有価証券及び流通証券の発行は無効である。
- 3 一般パートナーシップは、善意の第三者に対し、無効な契約、有価証券又は流通証券を原因として生じた損害を賠償する責任を負う。

D.一般パートナーの脱退

第48条（一般パートナーの脱退事由）

一般パートナーは、自らに次に掲げる事由が生じることによって脱退する。

- ・持分の譲渡
- ・死亡
- ・破産手続の開始
- ・脱退する権限を行使した場合
- ・除名された場合
- ・裁判所が脱退につき許可した場合、又は、持分の差押えを認めた場合

第49条（パートナーシップへの影響）

- 1 一般パートナーシップ契約に別段の定めがある場合を除き、一般パートナーが一般パートナーシップを脱退するという事実は、一般パートナーシップの解散の事由となる。
- 2 前項の場合、一般パートナーシップは、一般パートナー全員の同意並びに変更を公示するための届出及び登記を行うことによって、存続することができる。
- 3 第1項の場合において、一般パートナーシップの契約書が存在するときには、当該契約は変更に従って修正されなければならないものとする。

第50条（脱退するパートナーへの持分の払戻し）

- 1 持分の譲渡や差押え以外の理由で、一般パートナーシップのパートナーを脱退する者は、その者の、一般パートナーシップ脱退時における持分の価値につき払い戻しを受けることができる。その他の一般パートナーは、脱退者に対し、一般パート

ナーシップ脱退時における脱退者の持分の価値が確定し次第、その金額に脱退日からの利息を付して支払わなければならない。

- 2 持分の価値は、一般パートナーシップ契約又は一般パートナー間の合意によって決定される。持分の価値に関する一般パートナーシップ契約及び一般パートナー間の合意ない場合、持分の価値は、一般パートナーによって指名された専門家又は裁判所によって決定される。

第51条（脱退の権利）

- 1 存続期間の定めなく設立された、又は、一般パートナーシップ契約において脱退する権利が留保されている一般パートナーシップの一般パートナーは、自らの自由な意思により、一般パートナーシップに対して脱退する旨の通知することで、一般パートナーシップから脱退することができる。
- 2 一般パートナーシップ契約に別段の定めがある場合を除き、存続期間が定められ設立された一般パートナーシップの一般パートナーは、その他の一般パートナーの過半数以上の同意によって一般パートナーシップを脱退することができる。

第52条（パートナーの除名）

- 1 一般パートナーは、過半数以上の投票によって、その義務を怠った又は一般パートナーシップの活動を妨害した一般パートナーを除名することができる。
- 2 前項の場合において異議があったときは、一般パートナーは、裁判所に対して、一般パートナーシップからの除名許可を求めることができる。裁判所は、当該一般パートナーに除名を命じることがより適切である場合に限り、当該請求を認容することができるものとする。

E.一般パートナーシップの解散・清算

第53条（解散事由）

一般パートナーシップは次に掲げる事項によって解散する。

- (a) 一般パートナーシップ契約において定めることができる解散原因
 - ・一般パートナーシップの目的である事業の成功
 - ・一般パートナーシップの目的である事業の成功の不能
 - ・一般パートナー全員の同意
- (b) 裁判所は、正当な理由がある場合、一般パートナーシップを解散させることができる。一般パートナーシップが解散した場合、一般パートナーシップは清算手続に入るものとする。

第54条（存続期間の定めがあるパートナーシップの存続）

存続期間の定めがある一般パートナーシップは、一般パートナー全員の同意によって存続することができる。

第55条（パートナーが1人になった場合）

一人の一般パートナーが一人に全ての持分を有する場合、一般パートナーシップの持分が1人の一般パートナーに属するに至ってから120日以内に、新たに1名以上の者が一般パートナーとならない限り、一般パートナーシップは解散するものとする。

第56条（解散の際のパートナーの権利）

一般パートナーの代表権は、一般パートナーシップ解散時に既に着手しているが終了していない事業の継続に必要な行為に関するものを除き、一般パートナーシップ解散時に消滅する。ただし、一般パートナーシップが解散することにつき善意の一般パートナーが行った一般パートナーシップの常務に関する効果は、一般パートナーシップがいまだ存在しているものとして、一般パートナーシップ及びその他の一般パートナーを拘束する。

第57条（解散における第三者の権利）

一般パートナーシップの解散は、一般パートナー又はその代理人と契約締結に至った善意の第三者には対抗することができない。

第58条（パートナーシップの法人格）

一般パートナーシップの法人格は、パートナーシップを清算する目的のために存続する。

第59条（解散通知）

- 1 一般パートナーは、登記官に対して所定の書式による解散通知を提出し、清算人を任命しなければならない。
- 2 一般パートナーは、直ちに、連続した4週間の間、その一般パートナーシップの登記上に記載された事務所の所在地において発行または流通しているカンボジア王国のカンボジア語で記載された新聞、又は、商業省令が定めるその他の出版物において、解散通知を行うものとする。新聞によって行う解散通知は、商業省の規則に従って作成される。

第60条（清算人の権限）

- 1 一般パートナーシップが解散するにあたり、一般パートナーシップ財産の所有権

及び利用権は、清算人に移転する。

- 2 清算人は一般パートナーシップ財産の管理者として行動し、完全な管理者としての権限を有する。
- 3 清算人は、一般パートナーシップに対し、一般パートナーシップの権利と義務に関する書面及び説明を要求することができる。

第61条（清算の支払請求）

- 1 清算人はまず、使用人の給料及び税金の支払い及びその他負債を弁済し、その後残余財産を分配するものとする。
- 2 清算人は、一般パートナーの持分に比例して、一般パートナーシップ契約に定めがない場合には均等に、残余財産を分割する。
- 3 残余財産に第三者の所有財産が含まれる場合、清算人は当該第三者に対し、当該財産を返還するものとする。

第62条（帳簿・記録）

清算人は、清算終了後10年間、一般パートナーシップの帳簿及び記録を保存するものとする。清算人は、訴訟における証拠として必要とされる場合には、それよりも長期間、帳簿及び記録を保存するものとする。

第63条（清算による法人格の消滅）

一般パートナーシップの清算は、商業省規定の書式による結了通知を提出することによって結了する。結了通知の提出によって、一般パートナーシップの現存する法人格は消滅する。

第二節

限定パートナーシップ

第64条（限定パートナーシップの性質）

限定パートナーシップとは、一人又は複数の業務執行権及び代表権を有する一般パートナーと一人又は複数の出資義務を負う限定パートナー間の契約をいう。

第65条（限定責任パートナーと一般パートナーの兼務）

- 1 同一の限定パートナーシップにおいて、一般パートナーと限定パートナーの両者を兼務することができる。
- 2 同一の限定パートナーシップにおいて、一般パートナーと限定パートナーを兼務

する者は、一般パートナーとしての権利義務を有する。

第66条（契約形式）

- 1 限定パートナーシップ契約は、口頭又は書面によって締結することができる。書面による場合、一般パートナー全員と一人以上の限定パートナーが契約を締結するものとする。
- 2 限定パートナーシップ契約の期間は99年を超えることはできないが、延長することができる。

第67条（設立日）

- 1 限定パートナーシップは、商業登記法に従って登記された日に設立するものとする。
- 2 限定パートナーシップは、登記されていない場合には、一般パートナーシップとしてみなされる。この場合、当該一般パートナーシップは法人格を有しない。

第68条（商号）

限定パートナーシップの商号は、一人以上の一般パートナーの名前を含むものとし、「限定パートナーシップ」という文言をその商号の末尾又は下部に付けるものとする。限定パートナーシップは、事業活動をする際、その商号を使用するものとする。

第69条（限定パートナーの記録）

- 1 一般パートナーは、各限定パートナーの名前と住所を含む記録と、限定パートナーシップの出資に関する全ての情報を保存するものとする。
- 2 一般パートナーは、限定パートナーシップの主たる営業所において、記録を保存するものとする。
- 3 一般パートナーは、限定パートナーシップにつき登記、届出及び公示義務を負う。

第70条（パートナーによる出資の性質）

- 1 限定パートナーによる出資は、金銭又は財産のみによるものとする。限定パートナーは、いつでも追加出資することができる。
- 2 一般パートナーによる出資は、金銭、物品、過去に提供した役務又は将来の役務提供によることができる。

第71条（限定パートナーに対する配当）

限定パートナーは、限定パートナーシップから配当を受け取る権利を有する。配当の支払いによって限定パートナーシップの資本金に欠損を生じさせるおそれがある場合、

支払いを受けた限定パートナーは、資本金の欠損を補うために必要な金額を返還するものとする。

第72条（限定パートナーの責任）

限定パートナーは、出資に同意した金額又は物品の価値を限度として責任を負う。

第73条（商号中に氏名が表示されている限定パートナーの責任）

限定パートナーシップの商号中に氏名が表示されている限定パートナーは、その者の地位が限定パートナーであるとして明示されている場合を除き、限定パートナーシップの債務につき、一般パートナーと同じ責任を負う。

第74条（一般パートナーの資格・権利・義務）

- 1 一般パートナーは、一般パートナーシップにおける他のパートナーと同様の権利及び義務を有する。一般パートナーは、限定パートナーに対し、その経営について説明しなければならない。
- 2 一般パートナーは、限定パートナーシップが出資した限定パートナーの財産に対して責任を負う。
- 3 限定パートナーシップ契約において、前二項の義務を免除することはできない。

第75条（一般パートナーの責任）

一般パートナーは一般パートナーシップの第三者に対する債務について、これを連帯して弁済する責任を負う。

第76条（限定パートナーの賃金支払請求権）

限定パートナーは、限定パートナーシップから賃金を受け取る権利を有する。

第77条（限定パートナーの払い戻しの権利）

限定パートナーシップが存在する間、限定パートナーはどのような手段によってもその出資の払い戻しを受けることができない。ただし、その他パートナーの過半数がこれに同意し、払い戻し後の限定パートナーシップの残存財産が、限定パートナーシップの負債の弁済に十分である場合はこの限りでない。

第78条（限定パートナーの持分譲渡）

- 1 限定パートナーは、その他パートナー全員の同意なく自己の持分を譲渡することができる。
- 2 第三者との関係に関しては、持分を譲渡した限定パートナーは、その者が限定パ

ートナーであった時点でなした出資の結果として生じた債務を弁済する責任を負う。

第79条（限定パートナーによる業務執行）

- 1 限定パートナーは限定パートナーシップの業務執行に携わらないものとする。
- 2 限定パートナーは、適宜、限定パートナーシップの事業経過及び事業報告を調査し、限定パートナーシップの経営に関する助言を行うことができる。
- 3 限定パートナーは、限定パートナーシップの代表として交渉をすること、限定パートナーシップの代理人として行動すること又は自己の名前を限定パートナーシップのいかなる活動にも使用することができない。
- 4 前項の行動をした限定パートナーは、それによって生じた限定パートナーシップの債務を弁済する責任を負う。
- 5 第3項の行動の数及び限定パートナーシップの業務との関係での重要性から、当該限定パートナーが一般パートナーであるかのように行動していたと判断される場合、当該限定パートナーは、限定パートナーシップの全ての債務について、一般パートナーと同様の方法で弁済する責任を負う。

第80条（一般パートナーが活動できないとき）

- 1 一般パートナーが業務を行うことができなくなった場合、限定パートナーは、限定パートナーシップの経営のために必要とされる単純な管理業務を行うことができる。
- 2 前項の場合において、120日以内に当該一般パートナーの後任が決定しなかったときは、当該限定パートナーシップは解散する。

第81条（パートナーシップに対する訴訟）

限定パートナーシップの債権者は、一般パートナーシップと同様の方法で、限定パートナーシップと一般パートナーに対して、債務の履行を請求することができる。

第82条（パートナーシップ財産の不足---第三者）

限定パートナーシップの財産が債務額を下回った場合、一般パートナーは連帯して限定パートナーシップの第三者に対する債務を弁済する義務を負う。限定パートナーは、持分を譲渡したかどうかにかかわらず、同意した出資額を限度に責任を負う。

第83条（パートナーシップ財産の不足---限定パートナー）

限定パートナーシップが支払不能又は破産した場合、限定パートナーシップに対して債権を有する各限定パートナーは、限定パートナーシップのその他の債権者に対する債

務の履行が完了するまでは、パートナーシップに対し、債権者として債務の弁済を請求することはできない。

第84条（一般パートナーシップに関する規定の適用）

一般パートナーシップに関する規定は限定パートナーシップに準用される。

第三章 私的公開有限責任会社・公開有限責任会社 第一節 一般条項

第85条（適用範囲）

本法律は、カンボジア王国における企業活動のために、私的有限責任会社と公開有限責任会社の設立を認める。銀行、保険会社及び信販会社を業務の目的とする会社は、本法律によっては設立することができない。

第86条（私的有限責任会社の性質）

私的有限責任会社とは、次に掲げる各条件を満たす有限責任会社をいう。

- (a) 私的有限責任会社の株主数は2人から30人とする。ただし、1人の株主によっても私的有限責任会社を設立することができ、当該会社は単独株主有限会社と称する。単独株主有限会社は、株主間の関係に関するものを除き、私的有限責任会社と同様に取り扱われるものとする。
- (b) 私的有限責任会社は、株式及びその他の証券を公募することはできず、株主、家族及び執行役員に対してのみこれを割り当てることができる。
- (c) 会社は、各種類株式つき、1つ又は複数の譲渡制限に関する条件を付することができる。
- (d) 私的有限責任会社は、商業省令が定める方式に従って登記された日に設立したものであるものとする。

第87条（公開有限責任会社の性質）

公開有限責任会社とは、証券を公開することができる有限責任会社をいう。

第88条（定義）

本章において、次に掲げる各用語は、それぞれ次に掲げる意味を有するものとする。

- (1) 定款とは、原始定款、書き換えた定款又は変更された定款をいう。

- (2) 監査役とは、個人又は公認された会計事務所において活動する公認会計士をいう。
- (3) 債務とは、社債、無担保債券、手形債務、その他の債務証券又は保証債務をいい、これにつき担保の有無を問わないものとする。
- (4) 商業省担当者とは、本法律を執行するために商業省によって指名された公務員をいう。
- (5) 取締役とは、取締役会の構成員をいう。
- (6) 設立者とは、定款に署名する自然人をいう。
- (7) 普通決議とは、議決権を行使した株主の過半数をもってする決議をいう。
- (8) 買戻権付き株式とは、会社がその必要に応じて買付け又は買戻すことができる株式及び会社が定款の定めに従って、特定の時期の到来又は株主の求めによって、買付け又は買戻しを行わなければならない株式をいう。
- (9) 株式のシリーズとは、ある種類の株式における区別をいう。
- (10) 特別決議とは、議決権を行使した株主の3分の2以上をもってする又は当該決議について議決権を有する全株主による署名をもってする決議をいう。
- (11) 証券とは、
 - (a) あらゆる種類又はシリーズの株式
 - (b) 社債
 - (c) 証券の証拠となる証書を含むものとする。

第89条（関連会社の解釈）

- 1 一方の会社が他方の子会社である場合、どちらの会社も同じ会社の子会社である場合、又は、どちらの会社も同一人物の支配下にある場合、これらの会社は関連会社の関係にある。
- 2 2つの会社がある会社と関連会社の関係にある場合、これらの会社は互いに関連会社の関係にあるとみなされる。

第90条（登記・届出・公示義務）

状況により、各設立者又は取締役は、登記、届出及び公示義務を負う。

第二節

A.有限責任会社の設立

第91条（有限責任会社の設立）

1人以上の法的行為能力を有する自然人又は法人は、商業省担当者に会社定款を届け出ることによって有限責任会社を設立することができる。

第92条（会社の商号）

- 1 私的有限責任会社の商号には、その末尾に私的有限責任会社のも文字又はその正確な略字を用いるものとする。
- 2 公開有限責任会社の商号には、その末尾に私的有限責任会社という文字又はその正確な略字を用いるものとする。
- 3 商業省担当者は、会社から提案を受けた商業を審査し、他の会社の商号と類似した紛らわしい商号、公序良俗に反する商号、低俗な商号、恥ずべき商号及びその他の不適切な商号については、これを却下することができる。商号に関する商業省担当者の決定は拘束力が有し、これを争うことはできない。

第93条（定款の必要記載事項）

定款には次に掲げる事項を記載するものとする。

- (a) 商号
- (b) カンボジア王国における登記上に記載された事務所
- (c) 会社の目的及び会社が行うことができる業務の制限
会社の目的には、法律に違反しない、1つ以上の業務を記載することができるものとする。
- (d) 自国通貨で表記された授權資本金額
- (e) 株式の種類、発行可能株式数及び会社が発行することができる1株当たりの株価
- (f) 2種類以上の株式発行を認められている会社については、定款にその最大発行株式数及び1株当たりの株価、並びに各種類株式に付された権利、特典、制限及び条件を記載するものとする。
- (g) ある種類株式についてシリーズ発行を行うことができる場合、取締役は、定款の定め従い、各シリーズにおける発行株式数を決定し、各シリーズにおいて発行される株式に付された権利、特典、制限及び条件を決定することができるものとする。
- (h) 株式の発行、譲渡又は自己株式が制限される場合には、当該制限の効果及び性質に関する記載
- (i) 各株主の氏名及び正確な住所
- (j) 取締役数又は取締役数の上限及び下限

第94条（定款の任意的記載事項）

定款には、必要に応じていかなる条項も記載することができる。

第95条（定款への署名）

定款は私的な合意及び公証手続のいずれによっても作成することができる。定款には全株主が署名又は名前の頭文字による署名をするものとする。

第96条（定款の提出）

設立者は、登記のために、商業省担当者に対して定款に必要書類を添付して提出するものとする。

第97条（設立証明書）

商業省担当者は、定款を受領し、登記手数料を受領した後、設立証明書を発行するものとする。

第98条（証明書の効果）

会社は、登記証明書記載の日付をもって、設立したものとし、法人格を取得する。

B.会社の権利能力・権利

第99条（会社の権利能力）

- 1 会社は、本法律に基づき、自然人としての権利能力、権利及び特権を有する。
- 2 会社は、カンボジア王国内のあらゆる場所でその事業を営むことができる。

第100条（カンボジア外における権利能力）

会社は、カンボジア王国外のいかなる場所においても、当地の法律が許す限りで、営業し、管理し、その権利を行使する権利能力を有する。

第101条（国籍）

会社は、次に掲げる条件を共に満たす場合にのみ、カンボジア国籍を有するとみなされるものとする。

- (a) 会社がカンボジア王国内に営業拠点と登記上に記載された事務所有している
- (b) カンボジア国籍を有する自然人又は法人が議決権を有する株式を51%以上保有している

第102条（社内規則）

会社は、事業及び業務に関する社内規則を置くことができる。会社又は取締役に対す

る特別な権限を明らかにするために、社内規則を置く必要はない。

第103条（会社の事業・権利に対する制限）

会社は、定款が禁止する及び定款に違反する業務執行及び権利行使をしてはならない。

第104条（定款・社内規則に違反する会社の行為）

会社の行為が定款又は社内規則に違反する場合であっても、このことは、当該会社の行為の効力に影響を及ぼすものではない。本条は、会社に対する又は会社による財産譲渡を含む、会社の全ての行為に適用される。

第105条（見なし通知の否定）

商業省担当者が会社の書類を保管しているという事実、又は会社事務所において書類を調査及び当社でできる状態にあるという事実それ自体、何人にも影響を与えず、何人に対しても書類の内容を通知したということにはならない。

第106条（第三者の保護）

会社及び会社債務の保証人は、会社と取引をする第三者、又は、会社に対する権利を取得する第三者に対し、次の事実を主張することができない。ただし、第三者が次に掲げる事実を知っていた又はその地位や会社との関係上、知っていたはずである場合は、この限りでない。

- (a) 定款及び社内規則が遵守されていないという事実
- (b) 商業省担当者に対する直近の取締役に関する通知に名前が記載されている者が、会社の取締役ではないという事実
- (c) 商業省担当者に対する、直近の登記上に記載された事務所に関する通知に記載されている場所が、会社の登記上に記載された事務所ではないという事実
- (d) 取締役、執行役員又は代理人として扱っている者が、選任されていないということ、業務上慣例になっている又は通常取締役、執行役員又は代理人が有する義務を履行又は権限を行使する権限を有していないという事実
- (e) 取締役、執行役員又は代理人によって発行された書類が、無効であるということ及び真正なものでないということ
- (f) 貸付及び保証並びに財産の売買、賃貸借及び交換につき会社の承認がなされていないということ

C.事務所・記録・帳簿と記録

第107条（登記上の事務所）

会社は常に、カンボジア王国内の定款で定められた場所に登記上に記載された事務所を置くものとする。

第108条（事務所に関する通知）

- 1 会社は、商業省担当者に対し、登記上に記載された事務所所在地に関する通知及び当該所在地について定める又は所在地を変更することを定める定款の該当部分を送付しなければならない。
- 2 会社は、商業省担当者に対し、登記上に記載された事務所所在地の変更に関する通知を送付しなければならないものとし、この通知は所在地の変更から15日以内に送付しなければならないものとする。

第109条（会社記録）

会社は、次の記録を準備し登記上に記載された事務所で保管するものとする。

- (a) 定款及び社内規則並びにこれらの修正
- (b) 株主総会議事録及び決議
- (c) 本法律に基づいて、送付又は保管が義務付けられた全ての通知の写し
- (d) 有価証券記入帳

第110条（会社記録の調査）

- 1 株主及び会社債権者、これらの代理人及び代表者並びに商業省担当者は、通常の営業時間の間、前条の会社記録に調査することができ、無償で会社記録の抄本を取得することができる。
- 2 公開有限責任会社については、前項に定める者以外の者についても、合理的な金額の手数料の支払いをもって会社記録の抄本を取得することができる。

第111条（株主名簿の使用）

株主名簿は、次に関連する場合を除き、いかなる者によっても使用されないものとする。

- (a) 株主の議決権の行使に影響を及ぼすための取り組み
- (b) 株式を取得するための提案
- (c) その他、会社の業務に関連する事項

第112条（取締役に関する記録）

- 1 会社は、取締役会及び全ての委員会の議事録及び取締役会決議を含む、十分な記録を作成し、保管するものとする。
- 2 取締役に関する記録は、登記上に記載された事務所又は取締役が適していると考

えるその他の場所に保管され、合理的な時間であれば、取締役の調査に対していつでも公開されなければならないものとする。

第113条（会計記録）

- 1 会社は、十分な会計記録を作成し、当該会計記録と関係する会計年度が終了してから10年間、これを保管するものとする。
- 2 会計記録がカンボジア王国外に保管されている場合、会社は、登記上に記載された事務所において、会計記録の写しを保管するものとする。

第114条（会社の記録保存義務）

会社及び登記上に記載された代表者は、会社の帳簿及び記録が正確かつ良好な保存状態に確実に保たれるようにする合理的な予防措置を取るものとする。

第115条（社印）

取締役、執行役員又は登記上に記載されたの代表者が会社の代表者として締結する合意や法律文書は社印が押されていないという理由だけでは無効とはならない。

D.取締役・執行役員

第116条（設立時取締役）

- 1 設立者は、登記書類と定款を届け出る際、商業省担当者に対し、商業省の所定の書式により、取締役に関する通知を送付するものとする。
- 2 設立者又は取締役は、会社設立証明書発行後5日間以内に、各取締役に開始時間と開催場所を記載した通知を郵送する方法で、取締役会を招集するものとする。
- 3 設立時取締役の任期は、設立日から最初の通常株主総会までとする。

第117条（株主による創立総会）

設立時取締役は、会社設立後1年以内に、第1回定時株主総会を開催するものとする。株主総会招集通知は、その20日以上前に、株主総会に出席する資格のある者に対して書面で行うものとする。株主総会通知には、開催日、開催場所及び株主総会の議題を記載するものとする。

第118条（取締役の人数）

- 1 私的有限責任会社の取締役は1人以上とする。
- 2 公開有限責任会社の取締役は3人以上とする。
- 3 株主は、議決権を有する株主による普通決議によって取締役を選任するものとする。

る。

第119条（取締役の権限）

取締役会は会社の事業を經營し、業務を執行しなければならない。定款には次に掲げる取締役の権限を記載しなければならない。

- (1) 執行役員任免及び権限の決定
- (2) 執行役員給与及びその他報酬の決定
- (3) 取締役給与又は報酬額に関する議案の作成及び株主への提案
- (4) 手形、社債、無担保債券及びその他の債務証券の発行、及び、これらの本質的、相対的及び付随的内容の決定
- (5) 株主への定款修正及び削除の提案
- (6) 株主への吸収合併及び新設合併の提案
- (7) 株主への会社財産の全て又は重要な一部の譲渡の提案
- (8) 株主への解散及び清算の提案
- (9) 会計原則と各種類株式の支払条件に従った配当宣言
- (10) 定款で認められた範囲での株式発行
- (11) 借入
- (12) 証券の発行、再発行及び売却
- (13) 保証
- (14) 会社債務を被担保債権とする会社財産に対する抵当権の設定、担保契約、入質又はその他の担保権の設定
- (15) 各会計年度の決算書の作成及び株主総会への年次財務諸表の提出

第120条（取締役の資格要件）

19歳以上の行為能力を有する自然人は、取締役又は執行役員に就任することができる。取締役は株主である必要はなく、また、定款に別段の資格要件に関する定めがある場合を除き、その他に資格要件は存しない。

第121条（取締役の任期）

定款が任期を定めていない場合、各取締役は2年毎に選任されるものとする。取締役は再任することが可能である。

第122条（取締役の任期）

全取締役の任期が同年度に終了することがないように、各取締役の任期はずらすことができる。

第123条（取締役の階級）

定款の定めにより、各種類株主に対し、定款が定める任期の、定款が定める業務を取り扱う1人以上の取締役を選任する権利を付与することができる。各種類株主が選任することができる取締役には任期に長短を、議決権には優劣を付けることができる。

第124条（取締役の解任）

取締役は、理由の有無にかかわらず、取締役について議決権を有する株主の過半数の賛成によって解任することができる。

第125条（取締役の辞任）

- 1 取締役は、会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも辞任することができる。取締役の辞任は、即時又は通知に記載された日に効果を生ずる。
- 2 唯一の取締役が他の取締役が就任される前に辞任する場合、当該取締役は、自らの辞任によって生じた損害を賠償する責任を負う。

第126条（会社における継続）

取締役はその任期が終了した後、代わりの取締役が選任されるまでの間、その職務を継続することができる。

第127条（職務の継続）

取締役会は、取締役から議長を選定するものとする。取締役会議長は、取締役の過半数の決議によって議長を解任されうるが、これによっても取締役を解任されることはない。

第128条（取締役会の招集）

- 1 取締役会議長は、取締役会を招集する権限を有する。取締役会は、全取締役数の3分の1によって招集することができる。
- 2 定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会はカンボジア王国内において開催されるものとする。
- 3 取締役会は、3か月に1回以上開催されるものとする。取締役会決議は、会議に出席した取締役又はその代理人による過半数もって行うものとする。

第129条（取締役会招集通知）

- 1 取締役会は、招集通知に記載された場所であればどこであっても開催することができる。通知には、その日付と会議の議題の詳細を記載するものとする。
- 2 取締役は、取締役会の招集通知を受けることを放棄することができる。取締役が

当該取締役会に出席した場合、当該取締役は、招集通知を受けることを放棄したとみなされるが、この場合においても、当該取締役会が適法に招集されていないことを理由として、当該取締役会における手続について、これに異議を述べることができる。

第130条（取締役会の協議）

- 1 定款に別段の定めがある場合を除き、取締役は取締役間の書面によるやりとりにより、取締役会の議事を行うことができる。
- 2 各取締役は、検討及び決議のために提案された議案内容、関連情報並びに同議案についての投票表紙を受け取るものとする。
- 3 全取締役が議案に賛成票を投じた場合、当該議案は取締役会によって承認されたとみなされる。
- 4 取締役の書面によるやりとりは、全て、取締役会の記録の一部となるものとする。書記は、取締役の書面によるやりとりに関する議事録を作成し、全取締役にこれを送付するものとする。

第131条（委員会）

取締役会は、必要と認められる場合、業務を円滑にするために委員会を設置することができる。委員会は、取締役会の過半数による書面決議をもって設置することができる。各委員会は、取締役会の過半数をもって指名された1人以上の取締役によって構成される。委員会は、取締役会と同様の方法で、会議を進行するものとする。各委員会は、これを設置する際の書面決議をもって、その権限を付与されるものとする。ただし、次に掲げる事項については、委員会に対し、いかなる権限も付与することはできない。

- (a) 株主への定款又は社内規則の修正の提案
- (b) 株主への吸収合併又は新設合併の提案
- (c) 株主への会社財産の全て又は重要な一部の譲渡の提案
- (d) 株主への解散及び清算の提案
- (e) 配当
- (f) 株式の発行

第132条（会議の進行）

- 1 取締役会及び委員会は、全取締役の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）の出席によって定足数を満たす。
- 2 各取締役は、一議決権を有するものとする。取締役は、他の取締役の署名がある委任状を有する場合、取締役会において当該取締役を代理することができる。
- 3 書記は、取締役会の全ての会議の議事録を作成、保管し、全取締役にその写しを

送付するものとする。

第133条（補償）

- 1 会社は、善意かつ合理的にその業務を執行した現在又は過去の取締役、執行役員又はその他の使用人に対して、支出を補償することができる。
- 2 他の執行役員もしくはその他の者が提示した帳簿及び記録又はその他の情報、意見書、報告書の正確性を善意で信頼した取締役、執行役員及びその他の使用人も、補償の対象とするものとする。
- 3 会社は、取締役、執行役員又は使用人が業務を遂行する上で生じた、当該取締役、執行役員又は使用人に対する手続における合理的な支出及び損害を補償するものとする。

第134条（取締役・執行役員による情報開示）

取締役又は執行役員は、次の場合、会社に対し、その利害の性質及び範囲を書面により開示する、又は、取締役会議事録に説明を記載するよう要求するものとする。

- (a) 取締役又は執行役員が会社との取引の一方当事者であった場合、又は、会社との取引を提案した場合
- (b) 取締役又は執行役員が、会社との取引の一方当事者又は会社との取引を提案した者との間に重大な利害関係を有している場合

第135条（取締役の開示時期）

取締役は、前条の場合、次に掲げる時点において、同条の情報を開示するものとする。

- (a) 提案された取引が最初に検討された会議
- (b) 当該取締役が、当該取引が提案された時点で当該取引に利害関係を有していなかった場合は、当該取締役が当該取引に利害関係を有するに至った後の最初の会議
- (c) 当該取引の成立後に当該取締役が当該取引に利害関係を有するに至った場合は、当該取締役が当該取引に利害関係を有するに至った後の最初の会議
- (d) 当該取引に利害関係を有する者が後に取締役に選任された場合は、その者が取締役に選任された後の最初の会議

第136条（執行役員の開示時期）

執行役員は、第134条の場合、次に掲げる時点において、同条の情報を開示するものとする。

- (a) 当該執行役員が、当該取引又は提案された取引が取締役会において検討されるであろう、又は、検討されていると認識した時点で直ちに

- (b) 当該執行役員が当該取引の成立前に当該取引に利害関係を有するに至った場合は、当該執行役員が当該取引に利害関係を有するに至った時点で直ちに
- (c) 当該取引に利害関係を有する者が後に執行役員に選任された場合は、その者が執行役員に選任された時点で直ちに

第137条（開示後の決議）

取引に利害関係を有する取締役は、次の場合を除き、当該取引を承認する決議において議決権を行使することができない。

- (a) 会社又は関連会社に対する貸金債務又は当該取締役が会社又は関連会社のために負った債務のための担保設定契約
- (b) 主として、当該取締役の取締役、執行役員、使用人又は会社もしくは関連会社の登記上に記載された代理人としての報酬に関する契約
- (c) 免責や保証のための契約
- (d) 関連会社との契約

第138条（執行役員）

会社は定款又は社内規則において、次に掲げる事項を定めることができる。

- (a) 取締役会は、部署の指定、執行役員の選任、執行役員の義務の決定、並びに執行役員に対する会社の事業運営及び業務執行権限の委任をすることができる。
- (b) 取締役会は、取締役を社内のいずれかの部署に割り当てることができる。
- (c) 1人の者が2つ以上の部署を兼務することができる。

第139条（設立前の契約）

- 1 設立前に、会社名義で又は会社を代表して、契約を締結した者は、個人として当該契約に拘束され、又、その利益を得ることができる。
- 2 会社は、契約締結後合理的な期間内に、会社設立以前に締結され、会社において未だ承認されていない契約書を承認することができる。当該会社による承認は、承認の意思を示す行動によってなされるものとする。
- 3 会社は、設立前に締結された契約について、契約締結時に既に存在していたものとして扱い、これに拘束され、その利益を得ることができる。
- 4 会社名義で又は会社を代表して行動したことを主張する者は、裁判所による別段の判決がある場合を除き、当該契約に基づく義務を負い、又は、当該契約における利益を得る権利を有する。

第140条（株式の対価に関する取締役の法的責任）

- 1 金銭以外を対価とする株式発行に関する承認決議に賛成票を投じた又は同株式

発行に同意した取締役は、会社に対し、当該株式の対価が金銭であれば会社が得られたであろう公正な価額と実際に会社に交付された株式の対価との差額について、連帯して、これを弁済する責任を負う。

- 2 金銭以外を対価とするして発行された株式の対価が金銭であれば、会社が得られたであろう対価よりも、実際に交付された金銭以外の対価の価値が低いことについて善意及び合理的に知り得なかった取締役は、前項の責任を負わない。
- 3 第1項に定める義務の履行を求める場合、当該請求は、当該株式発行を承認する決議が行われた日から2年以内に行われなければならない。

第141条（その他の取締役の法的責任）

- 1 本章の定め反する株式の売却、買い戻し及びその他株式の取得、資本減少並びに配当金の支払いに関する承認決議に賛成票を投じた又は同意した取締役は、会社が支払った金額について、会社に対し、連帯して、これを返還する責任を負う。
- 2 前項に定める義務の履行を求める場合、当該請求は、当該株式発行を承認する決議が行われた日から2年以内に行われなければならない。

第142条（取締役の不同意）

- 1 取締役会に出席した取締役は、次に掲げる場合を除き、可決された決議及び会議で取られた手続に同意したものとみなされる。
 - (1) 取締役が当該決議について不同意であることを議事録に記載するよう求めた場合
 - (2) 取締役が、取締役会が閉会する前に、秘書に対し、当該決議について不同意である旨の書面を渡した場合
- 2 決議が可決された又は手続がなされた取締役会に出席しなかった取締役は、次に掲げる場合を除き、当該決議及び手続に同意したものとみなされる。
 - (1) 取締役が、当該決議について知ってから15日以内に、議事録に不同意であると書き換えさせる場合
 - (2) 取締役が、当該決議について知ってから15日以内に、当該決議について不同意である旨の書面を、登記上に記載されたの事務所に記録郵便によって送付する又は直接交付する場合

E, 株式と配当

第143条（株式）

株式は記名式とする。株式には金額表示があり、会社は額面価格以下で株式を発行してはならないものとする。各種類株式に付される権利、特権、制限及び条件は、定款に

において定めるものとする。

第144条（株式数・額面価格・権利）

定款において株式数及び額面価格が定められていない場合、会社は、額面4000リエル以上の株式を1000株以上発行するものとする。定款に株式の種類についての定めがない場合、会社の株式は1種類のみとする。これらの株式を保有する株主の権利は平等であり、ここにおける株主の権利には次に掲げる権利が含まれる。

- (1) 全ての株主総会における議決権
- (2) 決定された全ての配当において配当を受け取る権利
- (3) 残余財産分配請求権

第145条（種類株式の権限）

定款の定めがある場合、会社は、2種類以上の株式を発行することができ、また、各種類株式について絶対的又は相対的な権利を定めることができる。各種類株式に付される権利、特権、制限及び条件は、定款において定めるものとする。前条各号の権利は、少なくとも1種類の種類株式に対し、各種類株式につき個別に又は全種類株式に付されるものとする。株式に付することができる権利及び条件には、次に掲げるものが含まれるものとする。

- (a) 会社の都合、株主の都合又は特定の出来事の発生によって、当該種類株式を、当該会社又は他の会社の他の種類株式又は有価証券に転換又は交換できること
- (b) 残余財産の分配に関する優先権
- (c) 会社の都合又は株主の都合によって、当該種類株式を買戻し又は償還できること
- (d) 譲渡制限

第146条（株式の発行）

- 1 定款又は社内規則の定めがある場合、会社は、当該定款及び社内規則の定めに従い、あらゆる新株予約権、株式及び証券を、取締役が決定した時期に、取締役が決定した者に対して発行することができる。
- 2 取締役は、株式及び証券の発行価格を決定するものとする。株式は、対価の金銭、物品又は過去の役務による払い込みが完了するまで、発行されないものとする。
- 3 商標、著作権、特許権及びあらゆる無形財産並びに商標使用権は、株式の対価たる物品とすることができる。
- 4 株式の対価たる物品又は過去の役務の価値は全ての取締役によって決定するものとする。当該価値の決定は、不正行為が介在していない限り、最終決定となるものとする。

のとする。公開有限責任会社は、役務を対価とする株式を発行することができない。

第147条（株主の有限責任）

株主は会社に対し、株式の払込金額の範囲で責任を負う。

第148条（株式のシリーズ発行）

会社は、定款の定めに従い、あらゆる種類株式についてシリーズ発行を行うことができ、また、定款の定めがある場合、定款の定める限度で、各シリーズにおける発行株式数、各シリーズにおいて発行される株式に付される権利、特権、制限及び条件は、全ての取締役によって決定することができる。ただし、別段の定めがある場合を除き、同一の種類株式で同一のシリーズに発行された株式に付された権利、特権、制限及び条件は同一であるものとする。

第149条（表示資本勘定）

- 1 会社は、発行する各種類株式毎に表示資本勘定を区別して、管理しなければならない。
- 2 会社は、発行した株式の対価として会社が受けた全ての金銭、物品及び過去の役務の払い込みを適切な表示資本勘定に加算しなければならない。

第150条（表示資本勘定の増額・減額に対する制限）

- 1 会社が株式の種類又はシリーズ毎に区別して管理する表示資本勘定を増額することを提案したにもかかわらず、予定していた金額の払い込みを受けることができなかった場合、当該表示資本勘定の増額は、取締役会の特別決議による承認を受けなければならない。
- 2 会社は、表示資本勘定及びあらゆる資本勘定を減額することができない。ただし、会社は、その理由を問わず、株主総会特別決議によって、資本勘定を減額することができる。当該特別決議においては、減額する資本勘定を明示しなければならない。
- 3 会社は、次に掲げる状況が生じると信ずるに足る合理的な理由がある場合、資本勘定を減額することができない。
 - (1) 会社財産の払戻しを行った後、会社が支払不能に陥る状況
 - (2) 会社財産の換価可能な価値が合計債務額を下回る状況
- 4 前項の規定は、減額分が換価可能な財産で表されない場合には、適用されない。
- 5 会社債権者は、裁判所に対し、本条に反して行われた減資によって払い戻された金銭又は財産の返還を申し立てることができる。
- 6 前項に定める義務の履行を求める場合、当該請求は、当該減資を承認する取締役会決議の日から2年以内に行われなければならない。

第151条（先買権付株式）

- 1 定款において株式の先買権を有する種類株式に関する定めがある場合、ある種類株式は、まず、当該種類株式について先買権を有する株主に対する割当が行われないう限り、それ以上発行することができない。
- 2 ある種類株式について先買権を有する株主は、その他第三者と同じ価格及び条件で、その持株数に応じて当該種類株式の割当を受ける権利を有する。

第152条（転換権・選択権・証券を取得できる権利）

- 1 会社は、転換権、売買選択権又は証券を取得できる権利につき、証明書を発行することができる。この場合、証明書又は証券には、その転換権、売買選択権又は証券を取得できる権利の内容に関する条件を表示しなければならない。
- 2 転換権、売買選択権及び証券を取得できる権利は、譲渡することができるというようにも、できないというようにも設定することができ、売買選択権及び証券を取得できる権利は、これらが付された証券から切り離すことができるようにも、できないようにも設定することができる。

第153条（株券）

各株主は、株券を受け取る資格を有する。各株券面には、会社名、株式の発行を受けた者の氏名、株券番号並びに株式の種類及びシリーズを記載しなければならない。

第154条（株式譲渡）

株式は、本法律及び定款が定める制限に従って譲渡することができる。会社は、株式を譲渡することができ、譲渡人及び譲受人から共同申請を受けた場合、帳簿及び記録に正確な記載しなければならない。

第155条（自己株式の取得）

- 1 会社は、定款の定めに基づき、自己株式を取得すること又は株式を償還することができる。
- 2 会社は、常時、1種類以上の、完全な議決権を有し、償還又は売却義務が付されていない株式を発行してなければならない。
- 3 株主は、株式が償還された場合、償還金の支払いを受ける代わりとして、会社に株式を引き渡す義務を負う。この場合において、株主が株式を引き渡さないときは、会社は、償還金を銀行の別の口座に預入し、株主に対して書面でその旨を通知することができる。会社は、償還金の預入と同時に、帳簿及び記録から当該株式を抹消しなければならない。ただし、会社は、次に掲げる状況が生じると信ずるに足りる合理的な理由がある場合、自己株式の取得又は株式償却のための支払いを行うこと

ができない。

(1) 自己株式の取得又は株式償還の対価の支払い後、会社が支払不能に陥る状況

(2) 自己株式の取得又は株式償還の対価の支払い後の会社財産の換価可能な価値が合計債務額を下回る状況

4 会社が取得した、償還した又はその他の方法で取得した株式は消却しなければならない。ただし、定款において発行可能株式総数が制限されている場合、当該株式を未発行の株式の状態に戻すことができる。

第156条（自己株式の取得・株式償還による資本金の減少）

会社は、株式を購入、償還又は取得した場合、自己株式の取得又は株式償還のために維持された資本勘定に対応する調整を行うものとする。

第157条（配当宣言）

1 取締役は、定款が定める制限に従い、剰余金又は純利益から配当を行うことができる。

2 取締役は、配当を行うことができる会社資金の中から、業務に使用するための特別準備金を積み立てることができる。

第158条（配当に対する制限）

会社は、次に掲げる状況が生じると信ずるに足りる合理的な理由がある場合、配当宣言及び配当を行ってはならない。

(a) 配当後に会社が支払不能に陥る状況

(b) 配当後の会社財産の換価可能な価値が合計債務額を下回る状況

第159条（配当の方式）

会社は、株式を発行することによって、配当金を支払うことができる。会社は、本パートが定める制限に従い、金銭又は物品によって、配当金を支払うことができる。

第160条（表示資本勘定の調整）

株式が配当金の支払いのために発行された場合、その配当金額は資本勘定に追加される、又は、配当金の支払いとして発行される株式のために維持されるものとする。

F.証券保証書・有価証券記入帳・証券の譲渡

第161条（定義）

本パートにおいて、次に掲げる各用語は、それぞれ次に掲げる意味を有するものとする。

る。

- (1) 持参人とは、無記名証券又は白地裏書された証券の所持する者をいう。
- (2) 善意かつ有償の取得者とは、無記名証券又は指図証券の交付を受けた、又は、その者に対して振り出された、裏書されたもしくは白紙裏書された記名証券の交付を受け取った、善意かつ異議が申し立てられたことを知らない、有償での購入者をいう。
- (3) 仲介人とは、証券の売買に従事する者で、証券取引において顧客のために行動し、顧客から証券を購入し、又は、顧客に対して証券の売却をする者をいう。
- (4) 交付とは、任意に占有を移転することをいう。
- (5) 真正とは、偽造又は変造がないことをいう。
- (6) 所持人とは、その者又は持参人に対して又は白地式で振り出されたもしくは裏書された証券を所持する者をいう。
- (7) 超過発行とは、発行者が定款又は特約で発行することを認められた証券数を越えて、証券を発行することをいう。
- (8) 購入者とは、証券の売却、抵当、担保、質入れ、発行、再発行、贈与又はその他任意の証券取引によって証券に利害関係を有する者をいう。
- (9) 証券又は証券保証書とは、会社によって発行される法律文書であって、
 - (a) 無記名式、記名式又は指図式であり、
 - (b) 広く証券取引所もしくは市場で取引されている、発行された地域で広く認識されている、又は、投資の手段として取引される、
 - (c) 法律文書の種類又はシリーズの内の1つ又は条件によってある種類もしくはシリーズの法律文書に分けることができる、そして、
 - (d) 株式、配当、その他の権利や会社の債務の証拠となる法律文書をいう。
- (10) 譲渡には、本法律に基づく移転も含まれる。
- (11) 無権代理とは、署名又は裏書に関して、偽造を含む、無権限で作成されたものをいう。

第162条（証券の流通性）

証券は、流通性を有する法律文書である。

第163条（文書の配布）

事業計画、重要事項の報告書、有価証券発行届出書、証券取引公開買付回状その他、公に対する証券の販売に関連する文書を送付又は配布する会社は、直ちに、商業省担当者に対し、これらの書面の写しを送付しなければならない。

第164条（記名証券）

次に掲げる各々の証券を記名証券という。

- (a) 証券の権利者及び証券を譲渡した場合、その譲渡を有価証券記入帳に登録することが可能であるということが明記されている証券
- (b) 記名式であることが記載されている証券

第165条（指図証券における債務負担）

証券に、債務は証券上の記載から合理的に認識できる者に対して支払われる、又は、債務は証券上の記載から合理的に認識できる者に対して譲渡されると記載されている場合、当該債務は指図式である。

第166条（無記名証券）

債務が、証券を呈示したいかなる者に対しても支払われる場合、その証券は無記名証券である。無記名証券には所持人の名前を記載されない。

第167条（所持人の権利）

- 1 全ての証券の所持人は、自己の選択により、本法律に従って証券保証書を取得する、又は、会社から証券保証書を取得することができる権利に関する、他者に譲渡することができない請書を取得することができる。
- 2 会社は、証券が複数人によって共同所有されている場合、証券保証書を1枚以上発行する必要はない。1枚の証券保証書を1人に交付すれば足りる。

第168条（証券上の署名）

証券保証書には、1人以上の取締役の自筆による署名がなされるものとし、それ以上の追加の署名については印刷によることができる。

第169条（株券の内容）

- 1 会社が発行した株券面には次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 会社の商号
 - (2) 「カンボジア王国会社法に基づき設立された」という文言
 - (3) 株券の発行を受けた者の名前
 - (4) 株券番号並びに株式の種類及びシリーズ
 - (5) 株式の譲渡に関する制限
- 2 2種類以上の種類又はシリーズの株式を発行することができる会社が発行する株券には、次の事項が明確に記載されなければならない。
 - (a) 株券発行時に存在する、各種類及びシリーズの株式に付された権利、特権、制限及び条件

- (b) 当該種類又はシリーズの株式に付される権利、特権、制限及び条件
会社は、株主の要求に応じて、株主に対して、無償で、株式に付された権利、特権、制限及び条件を記した文書の写しを交付するものとする。

第170条（有価証券記入帳）

会社は、発行済みの証券を各種類又はシリーズ毎に、次に掲げる事項を記録するための有価証券記入帳を保持しなければならない。

- (a) 証券の現在及び過去の各所持人のアルファベット順の氏名及び現住所
- (b) 各証券の所持人が所持する証券の数
- (c) 各証券の発行及び譲渡の日及びこれらに関する詳細

第171条（登録された所持人の取扱い）

- 1 会社は、登録された証券の所持人を、投票する権利、通知、利息、配当又は証券に関するその他の支払を受け取る権利及び証券の所持人としての全ての権利の行使を独占的に行うことができる者として扱わなければならない。
- 2 譲渡制限がある証券が、証券の所持人として登録されていない者に譲渡又は移転された場合、その者は、自らが当該証券の権利又は特権を行使する権限を有していることを証明しなければならない。この場合、会社は当該譲受人を、当該権利又は特権を行使する権限を有する者として扱わなければならない。

第172条（未成年者）

証券の所持人が有する権利を未成年が行使した場合、当該未成年者及びその法定代理人は、後になって当該未成年の当該行為の効力を否定することができない。

第173条（証券の移転）

- 1 証券が証券の所持人として登録されていない者に譲渡又は移転された場合において、その者が証券の所持人が所持していた証券保証書を会社に届出たときは、その者は、証券の所持人として登録する、又は、証券の所持人として登録される者を指名することができる。
- 2 前項の届出には、次に掲げるいずれかの書類を提出しなければならない。
 - (a) 認証された公正証書、又は、裁判所命令もしくは遺産管理状の原本もしくは謄本
 - (b) 未成年者もしくは制限能力者の法定代理人、不在者財産管理人、清算人又は破産管財人が、登録された証券の所持人を代わって証券が譲渡されたことを述べた宣誓供述書

第174条（立証責任）

証券に関する裁判においては、

- (a) 答弁書において明確に否認されていない限り、証券上の署名又は必要な裏書の真正は認められる。
- (b) 証券上の署名は、本人のものであり、かつ、本人の意思に基づくものと推定される。ただし、署名の効果が争われた場合、当該署名が本人のものであり、かつ、本人の意思に基づくものであるという事実に関する証明責任は、署名の真正を争った者が負うものとする。
- (c) 署名の真正が争われなかった又は証明された場合において、被告は抗弁事実を立証するか証券の瑕疵を証明しない限り、証券の所持人は、証券の提出によって、証券に関する権利を認められる。
- (d) 被告が抗弁事実又は証券の瑕疵について証明した場合、原告は、当該抗弁又は証券の瑕疵は、原告又は被告が主張するその他の人に対して対抗することができないことについて証明責任を負うものとする。

第175条（証券の流通性）

別段の合意がある場合を除き、適用可能な法律又は関連法規に従い、証券を交付しなければならない者は、無記名式、譲受人の氏名を記載した記名式又は譲受人への裏書もしくは白地式裏書の形式で証券を交付することができる。

第176条（瑕疵の通知）

- 1 証券に記載された証券の条件と、他の法律文書で証券の一部となる他の法律文書の条件は矛盾してはならない。これらが矛盾する場合、証券に記載された条件を有効とする。
- 2 証券に偽造又は変造されている等の手形行為に瑕疵がある場合であっても、会社は、善意の購入者に対し、その者が保有する証券の所有権を認めるものとする。
- 3 証券の購入者が証券の購入時、証券に瑕疵があることについて善意であった場合、その証券は有効である。

第177条（署名の無権代理）

証券に署名する権限を、事前又は発行の過程において得ることなく行った署名は無効である。ただし、署名が、振出人から当該証券又は類似の証券に署名することを委託された者によってなされた場合、署名が無権代理によってなされたことについて善意の購入者の利益のために、その署名は有効であるものとする。

第178条（完成・変更）

発行又は譲渡に必要な署名を含む証券が、その他の点で未完成である場合、

- (a) 何人も、その権限に従って空欄を埋めることにより、これを完成させることができる
- (b) 空欄の補充が不正確であったとしても、補充が不正確であることについて善意の者が当該株式を有償で譲り受た場合、当該証券は完成したのものとして有効である。
- (c) 完成された証券が不適切に変更された場合、当該変更が不正になされたものであったとしても、当該証券は有効であるが、当初の条件に従うものとする。

第179条（代理人の保証）

次に掲げる場合、登記官又は名義書換代理人は証券の偽造につき責任を負わない。

- (a) 登記官又は名義書換代理人が行った当該証券の発行に関する行動が、その者の権限内の行為である場合
- (b) 当該証券が正当なもので、当該証券の金額が、振出人が発行することを認められた金額の範囲内であったと信ずるに足りる合理的な理由がある場合

第180条（購入者の所有権）

購入者は、証券の譲渡により、譲渡人が有していた又は譲渡する権限を有していた証券上の権利を取得することができる。ただし、当該証券に関する詐欺行為又はその他の犯罪行為に加担したことがある購入者が、当該証券の権利を、その後の善意の購入者から取得したことを証明することができない場合についてはこの限りでない。

第181条（購入者の保証）

- 1 証券の譲渡人は、善意の購入者に証券を譲渡することによって、次に掲げる事実のみを保証するものとする。
 - (1) 当該証券の譲渡が有効かつ適法に行われたこと
 - (2) 当該証券が正規のもので、実質的に変更されたものでないこと
 - (3) 譲渡人が当該証券の有効性を減じるような事実について全く知らないということ
- 2 仲介人は、場合により、その顧客、振出人及び購入者に対して、前項に定める事項について保証し、前項に定める購入者の権利及び特権を有するものとする。これら代理人として行動する仲介人による保証及び仲介人の利益のための保証は、その顧客による保証及びその顧客の利益のための保証に加えて付与されるものとする。

第182条（裏書を強制する権利）

- 1 記名証券が裏書されることなく購入者に譲渡された場合、当該購入者は、裏書が

なされた時点で初めて善意の購入者となる。

- 2 証券を交付した時点で、証券上の権利の譲渡が完了したとしても、購入者は譲渡人に対し、証券に裏書をさせる権利を有する。

第183条（裏書）

- 1 記名証券の裏書は、適切な者が、証券又は別の書類のいずれかに、証券の譲渡又は引き渡しについて署名したとき、又は、証券の譲渡もしくは引き渡しをする権利について署名したときに成立する。証券の裏書は、次に掲げる条件を充たさなければならない。

- ・裏書は記名式又は白地式にすることができる。
- ・白地式裏書は、持参人に対する裏書を含む。
- ・記名式裏書には、証券が誰に譲渡されたのか、又は、誰に譲渡権限があるのかが明記されなければならない。

- 2 手形の所持人は、白地式裏書を記名式裏書に転換することができる。

- 3 本パートにおいて、裏書をするのに適切な者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 証券又は記名式裏書に、当該証券について権利を有する者として記載されている者
- (2) 前号に定める者が個人であり、かつ、何らかの理由によって行為能力がない場合には、その法定代理人
- (3) 法律又は委任状に基づいて署名する権限を有する者
- (4) 権限を有する代理人、ただし、この者については前三号に定める者が代理人を用いて権利行使することができる範囲においてのみ、裏書をするのに適切な者に該当しうる。

第184条（裏書人の免責）

- 1 別段の合意がある場合を除き、裏書人は、証券に裏書することによって、当該証券について振出人によって履行されるべき義務を負わない。
- 2 振出人が個別に譲渡することができるよう意図して振り出した証券の組み合わせの一部に対して行われた裏書は、当該裏書の範囲内で有効である。

第185条（証券が引き渡されない場合の裏書の効果）

記名式が白地式にかかわらず、裏書がなされた証券が交付されるまで、又は、他の書類に裏書がなされている場合は、証券及び当該書類の両方が交付されるまで、裏書による証券の譲渡が成立したということとはできない。

第186条（無記名証券への裏書）

無記名式証券への裏書は、証券の所持人が有する、登録に関する権利には影響を及ぼさない。

第187条（権限を欠く裏書の効果）

証券の所持人は、証券の譲渡について登録した場合、振出人又は新たな、再発行された又は再登録された証券を受け取った善意の購入者に対し、裏書の無効を主張することができる。

第188条（振出人の責任）

権限を欠く裏書によってなされた証券の譲渡について、これを登録した振出人は、その不適切な登録について責任を負う。

第189条（署名の保証人への保証）

- 1 証券の裏書人の署名について保証した者は、署名の時点において、次に掲げる事実について保証するものとする。
 - (1) 署名が真正なものであったこと
 - (2) 署名者が裏書をするのに適切な者であったこと
 - (3) 署名者が署名を行う行為能力を有していたこと
- 2 裏書人の署名を保証した者は、前項の事項を除き、個々の譲渡の適法性を保証するものではない。
- 3 振出人は、証券の譲渡を登録することを条件として、裏書に関する保証をするよう求めることはできない。

第190条（証券の交付）

証券の購入者への交付は次に掲げる時点に生ずる。

- (a) 購入者又は購入者によって指名された者が、証券の占有を取得した時点
- (b) 購入者の仲介人が、購入者名義で裏書された又は発行された証券の占有を取得した時点
- (c) 購入者の仲介人が、購入者に対して購入に関する確認書を送付し、仲介人がその記録においてその証券が購入者に属していると確認した時点
- (d) 第三者が証券を占有した状態のまま譲渡がなされたと認められた証券については、当該第三者が購入者のためにその証券を占有することを認めた時点

第191条（仲介人に対する交付）

- 1 別段の合意がある場合を除き、証券の譲渡が仲介人を通して、交換又はその他の方法で行われた場合、

- (1) 売主は、その証券を、販売仲介人又は販売仲介人によって指名された者に交付した時点、又は、販売仲介人に、販売仲介人が売主のために占有することを認めさせた時点で、その交付義務を果たす。
 - (2) 売主のために活動する、使者を含む販売仲介人は、証券を仕入仲介人もしくは仕入仲介人によって指名された者に交付する、又は、その取引に基づく交換規則に従って交換を成立させることによって、その交付義務を果たす。
- 2 別段の合意がある場合を除き、譲渡人の売買契約に基づく購入者に対する証券の交付義務は、譲渡人が購入者又は購入者によって指名された者に対し、流通性がある方式で証券を交付する、又は、譲渡人が購入者のためにその証券を占有することを認めるまで、履行されたとはいえない。

第192条（証券の返還要求）

- 1 譲渡人が制限能力者であった等、証券が譲渡人から不適法に譲渡された場合、譲渡人は、善意の購入者を除く全ての者に対して、次に掲げる行為をすることができる。
 - (1) 証券の返還要求
 - (2) 元の証券上の権利と同じ権利の全部又は一部を有する新たな証券の取得
 - (3) 損害賠償請求
- 2 証券の譲渡が無権限の裏書によって行われたため不適法であるという場合において、行われた裏書が無効であることが購入者に対して主張されたときは、証券の所持人は善意の購入者に対しても、当該証券又は新しい証券の返還請求を行うことができる。
- 3 証券の返還請求権は現実的履行の強制をなされ、当該証券の譲渡は制限され、当該証券は訴訟係属期間中、領置される。

第193条（登録を要求する権利）

- 1 別段の合意がある場合を除き、譲渡人は、購入者に対し、証券を譲渡する権限があることの証拠、又は、その他証券の譲渡について登録するため必要とされるものを交付しなければならない。ただし、証券の譲渡が無償で行われた場合、購入者がその証拠及び譲渡について必要かつ合理的な費用を支払わない限り、譲渡人はこれらを行う必要はない。
- 2 譲渡人が合理的期間中に購入者の要求に答えることができなかった場合、購入者は、当該証券の譲渡を拒絶又は取り消すことができる。

第194条（証券の差押え）

証券又は証券に記載されたその他の権利の差押えは、差押えを行う者が証券の占有を

取得するまで、効力を有しない。

第195条（記名式による証券の登録）

- 1 記名証券が譲渡のために呈示された場合において、次に掲げるときは、その振出人はその譲渡を登録しなければならない。
 - (1) 証券が適切な者によって裏書されたとき
 - (2) 裏書の署名が真正で裏書が有効であるという合理的な確証が得られたとき
 - (3) 収税に関する法律に従ったとき
 - (4) 譲渡が正しく行われた、又は、善意の購入者に対して行われたとき
- 2 振出人が証券の譲渡について登録する義務を負っている場合、振出人は証券を呈示して登録を申し出た者に対し、登録の非合理的な遅延、登録できないこと又は登録の拒否から生じた全ての損失につき、これを賠償する責任を負う。

第196条（振出人の法的責任の制限）

振出人は、必要な裏書が証券上、又は、証券に付属される形でなされており、かつ、振出人が裏書の妥当性を判断する上で合理的な注意を尽くしていた場合、当該証券の所有者及びその他、証券の譲渡について登録したことによって損失を被った者に対し、法的責任を負わない。

第197条（証券の盗難・紛失届）

証券を紛失又は証券が外見上破損し、その所有者が当該証券の紛失又は破損を知ってから合理的な期間内にその事実を振出人に書面で通知することができない場合において、振出人がその通知を受け取る前に当該証券の譲渡について登録したときは、所有者は、振出人に対し、新たな証券の発行を求めることができない。

第198条（振出人の新たな証券を発行する義務）

- 1 振出人は、証券の所有者から、証券を紛失した又は証券が破損したと主張された場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときに、元の証券の代わりとして、新たな証券を発行しなければならない。
 - (1) 証券を善意の購入者が取得したことを振出人が知る前に、所有者が証券を紛失した又は証券が破損したとの主張を行った場合
 - (2) 所有者が振出人に十分な補償を約束した場合
 - (3) 所有者が振出人によって課されたその他の合理的な条件を満たした場合
- 2 前条に基づいて新たな証券が発行された後に、善意の購入者が譲渡の登録のために元の証券を呈示した場合、振出人は、善意の購入者が求める証券の譲渡について登録しなければならない。

3 振出人は、前項の場合、新たな証券を発行した者から、第1項における補償の約束に基づく権利に加え、新たな証券を取り戻すことができる。

G.財産管理人・収益管理人

第199条（財産管理人の機能）

財産管理人は、裁判所によって認められた範囲を超えて、会社の経営に関わることはできない。会社財産の財産管理人は、担保権者の権限に従い、管理財産から収入を受け取り、当該財産に関連する債務を弁済することができる。財産管理人は、財産管理人を指名した者に代わり、担保権を実行することもできる。

第200条（収益管理人の機能）

裁判所は、財産管理人を指名した者の担保権を保護する目的で、財産管理人が当該会社の経営に関わることを許可することができる。この場合、その者を収益管理人という。

第201条（取締役の権限停止）

裁判所又は法律文書によって収益管理人が指名された場合、当該会社の取締役の権限は、収益管理人が解任されるまで停止される。

第202条（財産管理人の権限）

- 1 裁判所によって指名された財産管理人又は収益管理人は、裁判所の指示に従って行為しなければならない。
- 2 法律文書によって指名された財産管理人又は収益管理人は、その法律文書及び裁判所の指示に従って行為しなければならない。

第203条（財産管理人・収益管理人の義務）

財産管理人又は収益管理人は、次に掲げる義務を負う。

- (1) 信義に従い、誠実に行動し、占有下にある財産について、商習慣上合理的な方法によって取り扱い、管理しなければならない。
- (2) 商業省担当者に対して直ちに、自らの選任及び解任について通知しなければならない。
- (3) 指名の根拠となる裁判所の命令又は法律文書に従って、当該会社の財産を保護し、管理しなければならない。
- (4) 管理下にある会社資金のために、財産管理人又は収益管理人名義で銀行口座を開設し、維持しなければならない。
- (5) 財産管理人又は収益管理人として行った全ての取引明細を保管しなければな

らない。

- (6) 管理業務の明細を保管し、通常の営業時間の間、商業省担当者がこれを閲覧できるようにしておかなければならない。
- (7) 選任された日から少なくとも6ヶ月毎に1度、管理業務に関する財務諸表を準備しなければならない。
- (8) 業務完了の際、管理業務に関する最終報告書を提出しなければならない。

第204条（裁判所による指示）

裁判所は、財産管理人又は収益管理人による請求又は利害関係人による請求に基づき、本パートに定める一般原則を制限することなく、次に掲げる事項を含む、最も適する認められる命令を行うことができる。

- (a) 財産管理人又は収益管理人の選任、変更又は解任及び報告の承認に関する命令
- (b) 通知の決定又は通知を行わないという命令
- (c) 財産管理人又は収益管理人の報酬の設定に関する命令
- (d) 財産管理人又は収益管理人の義務に関連する事項についての指示に関する命令

H.株主

第205条（株主総会の開催場所）

- 1 株主総会は、定款もしくは社内規則が定めた、又は、取締役会が決定したカンボジア王国内の場所において開催されなければならない。
- 2 当該株主総会において議決権を有する全ての株主が同意した場合、株主総会は、カンボジア王国外で開催することができる。

第206条（取締役による招集）

- 1 取締役は、会社設立後12ヶ月以内に、定時株主総会を招集しなければならない。
- 2 取締役は、必要な場合、臨時株主総会を招集しなければならない。

第207条（株主による招集）

- 1 株主は、取締役に対し、招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる。
- 2 前項の請求は、当該株主総会において51%以上の議決権を有する株主が行うことができるものとする。
- 3 第1項の請求は、1人又は複数の株主が署名した請求書類によることができる。

この請求には、株主総会において取り扱われる事柄が記載され、各取締役及び登記上に記載された事務所に送付されなければならない。

- 4 取締役は、第1項の請求を受け取った場合、当該請求に記載された事柄を取り扱うために株主総会を招集しなければならない。
- 5 前項の場合で取締役が株主総会を招集しなかったときは、第1項の請求に署名した株主は、取締役が第1項の請求を受け取ってから21日以内に、株主総会を招集することができる。
- 6 株主が招集した株主総会において他の決議が行われない限り、会社は株主に対し、株主総会の招集の請求、招集及び開催に伴って生じた合理的な支出について、これを償還しなければならない。

第208条（裁判所による招集）

- 1 何らかの理由で、定款もしくは本法律が定める方法によって株主総会を招集することができない又は開催することができない場合、取締役、当該株主総会において議決権を有する株主又は商業省担当者は、裁判所に対し、裁判所が適切と認める方法によって株主総会を開催せよとの命令を求めることができる。
- 2 裁判所は、前項の命令によって開催される株主総会においては、定款又は本法律が定める定足数の定めを変更又は撤廃せよと命令することができる。

第209条（基準日の設定）

- 1 基準日の営業終了時において有価証券記入帳に名前が記載されている株主は、株主総会招集通知を受け取ることができる。
- 2 取締役は、基準日を株主総会の開催日の20日前から50日前までの間の期間にこれを設定することができる。
- 3 取締役が基準日を設定しない場合、基準日は次に掲げる時点とする。
 - (1) 株主総会招集通知送付日の前日の営業終了時
 - (2) 株主総会招集通知が送付されないときは、株主総会開催日
- 4 議決権又は株主総会招集通知を受け取る権利以外の事柄について、株主であると定めるための基準日は、当該事柄に関する取締役会決議が行われた日の営業終了時とする。

第210条（基準日の通知）

- 1 取締役が基準日を設定した場合、取締役は、会社の登記上に記載された事務所の所在地において流通する新聞において、基準日に関する通知を行わなければならない。
- 2 取締役は、株式を取引の対象として登録している、カンボジア王国内の全ての証

券取引所に対しても、基準日に関する書面による通知を送付しなければならない。
当該通知は、取締役が基準日を設定してから7日間以内に行われなければならない。

- 3 前2項の規定は、取締役が基準日を定めた日の営業終了時において有価証券記入帳に名前が記載されている全ての株主が書面で基準日に関する通知を放棄した場合には適用しない。

第211条（株主名簿）

会社は、株主総会招集通知を受け取る権利を有する株主の名簿を作成しなければならない。株主名簿には名前順に株主の名前を及び各株主の保有株式数を記載しなければならない。取締役が基準日を設定した場合は、取締役は基準日から10日間以内に株主名簿を準備しなければならない。取締役が基準日を設定しない場合は、株主名簿は次に掲げる時点までに準備しなければならない。

- (1) 株主総会招集通知送付日の前日の営業終了時
- (2) 株主総会招集通知が送付されないときは、株主総会開催日

第212条（名簿の効果）

- 1 株主名簿に名前が記載された者は、当該株主名簿が作成された株主総会において、株主名簿の名前欄の横に記された株式につき議決権を有する。
- 2 株主名簿に名前が記載された者が基準日後にその株式を譲渡した場合において、譲受人は、次に掲げる各条件を満たしたときは、その議決権を行使することができる。
 - (1) 株券の裏書が正確になされている又はその他の方法で自らが株式を保有していることを証明する
 - (2) 株主総会開催日の10日より短い、定款が定める期間以前に、その名前を株主名簿に加えるよう請求した

第213条（株主名簿の閲覧）

株主は、次に掲げる条件の下、株主名簿を閲覧することができる。

- (a) 通常の営業時間内に、登記上に記載された事務所又は主要な有価証券記入帳が保管において
- (b) 株主名簿が作成された株主総会において

第214条（株主総会招集通知）

- 1 株主総会招集通知書は、株主総会開催日の20日から50日前に、全ての株主、全ての取締役及び監査役に対して送付されなければならない。
- 2 株主総会招集通知には、開催日、議題及び開催場所が記載されなければならない。

株主総会において、特別な事柄について議論がなされる場合、株主総会招集通知には、株主が合理的な判断ができるように、議論される事柄の内容について詳細に記載された書面及び株主総会において提出される特別決議の文言が記載されなければならない。

- 3 株主は、株主総会招集通知を受け取ることができなかつたとしても、これによつては株主総会における議決権を失わない。
- 4 株主総会が延期され、その期間が30日を下回る場合、会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、延期された最初の株主総会において延期の通知を行えば足りる。

第215条（招集通知の放棄）

- 1 株主及びその他株主総会に出席することができる者は、株主総会招集通知を受け取る権利を放棄することができる。
- 2 株主又はその他株主総会の出席者は、前項の権利を放棄した場合であっても、当該株主総会が適法に招集されていないことを理由として、当該株主総会における手続について、これに異議を述べることができる。

第216条（株主提案）

株主総会において議決権を有する株主は、次に掲げる行為をすることができる。

- (a) 株主総会において議論すべき事柄を提案するための通知を会社に提出すること
- (b) 株主提案を行うために適切な事柄を株主総会において議論すること

第217条（定足数）

- 1 定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会の定足数は、議決権を行使することができる株式の過半数を有する株主又はその代理人の出席とする。
- 2 株主総会の開始時に定足数が満たされている場合、出席した株主は株主総会の手続を進めることができる。
- 3 株主総会の開始時に定足数が満たされていない場合、出席した株主は、開催日時と開催場所を決定し、株主総会を延期することはできるが、その他の手続を進めることはできない。

第218条（議決権）

- 1 議決権を有する全ての株主又はその代理人は、その議決権に従って、株主総会に出席し、議決権を行使することができる。
- 2 2人以上の者が株式を共有する場合、他の共有者が株主総会に欠席したとしても、

その内の出席した1人によって議決権を行使することができる。

- 3 2人以上で株式の共有する者の内、2人以上が、自ら又は代理人によって、共に株主総会に出席した場合、これらの者は、1人の株主として議決権を行使するものとする。

第219条（委任状・議決権共同契約）

- 1 全ての株主は、あらゆる株主総会において、他の自然人を代理人とし、議決権を代理行使させることができる。全ての委任状は書面により、ここには、株主による署名がなされ、期日が記載されなければならない。
- 2 前項の代理の有効期間は、委任状になされた署名の日から1年を超えることができず、委任状に1年以下の期間が定められている場合はその期間を超えることができない。
- 3 複数の株主は、株主間において、書面により、各株主の議決権を一定の方法で行使することについて合意することができる。

第220条（投票）

定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の選任及び株主の投票によって決せられるその他の事柄の決定は、秘密投票によるものとする。

第221条（株主総会決議に代わる書面決議）

- 1 ある事項について株主総会における議決権を有する全ての株主が署名を行った書面による決議は、株主総会で決議が行われたのと同じ効力を有する。
- 2 株主総会で取り扱われるべき事柄について、当該株主総会において議決権を有する全ての株主が署名を行った書面による決議は、本法律において定められた、株主総会に関連する全ての要件を満たさなければならない。
- 3 株主総会に代わる書面による決議の写しは、株主総会議事録と共に保存されるものとする。

第222条（裁判所に対する申立て）

- 1 株主総会招集通知書を受け取っておらず、それに関する合理的な証拠を有している株主は、裁判所に対し、当該総会でなされた決議を取り消すよう申し立てることができる。
- 2 会社、株主又は取締役は、裁判所に対し、取締役又は監査役の選任に関する紛争についての判断を求める旨の申立てを行うことができる。

第223条（全株主による合意）

- 1 全株主が一致して法的に行った、取締役の経営権限及び業務執行権限の一部又は全部を制限するという内容の合意書は有効である。株式を譲り受けた者は、当該合意を行った一員とみなされる。
- 2 前項の合意を行った株主は、当該合意に関する全ての取締役の経営権限及び業務執行権限を有する。取締役は、前項の合意によってその義務と責任から解放される。
- 3 第1項の合意は、株主間でなされるものとする。当該合意書は、第109条に定める会社記録において保管されるものとする。
- 4 第1項合意がなされた場合、会社は、このことを株券上に記載しなければならない。

I.財務情報の開示

第224条（年次財務諸表）

取締役は、全ての定時株主総会において、株主に対して、年次財務諸表を交付しなければならない。財務諸表には次に掲げる書類を含むものとする。

- (a) 当会計年度と前会計年度を比較した財務諸表
会社設立初年度における財務諸表に関する期間は、会社設立日に始まり、定時株主総会から6ヶ月前までの期間における任意の日で終わるものとする。
- (b) 監査役の報告書
- (c) 定款、内部規則又は株主全員一致による合意において必要とされる会社の財務状況又は事業に関する報告書

第225条（株主による閲覧・謄写）

株主、その代理人及び法定代理人は、その要求によって、会社の通常の営業時間内の間、年次財務諸表を閲覧し、無償で謄写することができる。

第226条（計算書類等の承認・発行）

- 1 取締役は、年次財務諸表を承認しなければならない。年次財務諸表の承認には1人以上の取締役が署名するものとする。
- 2 会社は、年次財務諸表が取締役によって承認され、監査役の報告書が付されない限り、当該財務諸表の写しを発行、刊行又は流通させることができない。

第227条（株主への提供）

会社は、定時株主総会の21日以上前、又は、当該定時株主総会に代わる書面決議に署名をする前に、全ての株主に対し、財務諸表及び補足資料の写しを送付しなければならない。

らない。ただし、会社に対して予め、財務諸表及び補足資料の写しの送付は不要である旨、書面で通知している株主に対してはその限りではない。

第228条（商業省担当者への提供）

- 1 一般公開され、かつ、1人以上の者によって所持されている未払有価証券を発行した公開有限責任会社は、商業省担当者に対し、財務諸表及びそれに関連する資料の写しを送付しなければならない。
- 2 会社は、定時株主総会の21日前までに、又は、定時株主総会に代わる書面決議がなされた後直ちに、前項の書類を送付しなければならない。

第229条（監査役の選任）

- 1 株主は、第1回の定時株主総会及び以降の定時株主総会において、普通決議によつて監査役を選任するものとする。
- 2 監査役の任期は、次の定時株主総会が終了するまでとする。
- 3 定時株主総会において監査役が選任されなかった場合、次の監査役が選任されるまでの間、現職の監査役が留任する。

第230条（監査役設置義務の免除）

有価証券を一般公開していない、又は、1人以上の者により未払有価証券を所持されていない会社の株主は、監査役を選任しないことを決議することができる。

第231条（監査役の報酬）

監査役の報酬は、株主総会普通決議又は取締役会で決定することができる。

第232条（監査役の解任・不在）

- 1 株主は、監査役が裁判所又は臨時株主総会普通決議によつて選任された場合を除き、監査役を解任することができる。株主はその際、代替りの監査役を選任することができる。
- 2 監査役が不在の場合、取締役会は、監査役が不在となった日から21日以内に、監査役を選任するために臨時株主総会を招集しなければならない。
- 3 前項の場合において、新たに選任された監査役は、前の監査役の残存任期をその任期とする。

第233条（裁判所による監査役の選任）

監査役が不在の場合、裁判所は、株主又は商業省担当者の請求により、株主によつて新たな監査役が選任されるまでの間その任につく監査役を選任し、その報酬を決定する

ことができる。

第234条（監査役の権限・義務）

- 1 監査役は、株主に本法律が要求する財務諸表について、株主に対して報告するために必要と認められる調査を行わなければならない。
- 2 監査役の要求により、現職もしくは以前の取締役、執行役員、使用人、又は、会社の代理人は、監査役がその職務遂行のために必要とする、情報、説明、並びに、帳簿及び記録の提供を行わなければならない。
- 3 監査役は、全ての株主総会招集通知を受け取り、会社の費用で、株主総会に出席し、監査役としての義務に関する事項について知る権利を有する。
- 4 取締役又は株主（当該株主総会における議決権の有無を問わない。）は、定時株主総会の10日以上前に、現職又は以前の監査役に対して招集通知書を送付した場合、当該監査役又は以前の監査役は、会社の費用で、当該株主総会に出席し、監査役の義務に関する質問に回答しなければならない。

J. 定款変更

第235条（定款の変更）

有限責任会社は、複数回、そして、いつでも、定款を変更することができる。

第236条（投票）

- 1 会社の定款は、特別決議によって変更されるものとする。定款変更の提案が次に掲げる目的で行われる場合、当該株式の種類又はシリーズ毎に決議を行われ、当該種類又はシリーズの株主は議決権を有するものとする。
 - (1) ある種類又はシリーズの株式に付された権利、特権又は制限の追加、変更又は削除
 - (2) ある種類又はシリーズの株式の発行可能株式総数の増加又は減少
 - (3) ある種類又はシリーズの株式と同等又はそれよりも優先するされる権利又は特権を有する種類又はシリーズの株式の授権株式総数の増加
 - (4) ある種類又はシリーズの株式と同等又はそれよりも優先する種類される又はシリーズの株式を新たに創出する場合
 - (5) ある種類又はシリーズの株式よりも劣後、優先する又は同等の権利又は特権を有する種類又はシリーズの株式を創出する場合
 - (6) ある種類又はシリーズの株式の資本金勘定を減少させる場合
- 2 定款上、ある種類又はシリーズの株式には議決権がないと定められていたとしても、当該種類又はシリーズの株主は、直接又は間接的に、当該種類又はシリーズの

株式の権利、特権、制限又は条件に不利な影響を及ぼす定款の変更については、常に、当該株式の種類又はシリーズ毎に決議が行われ、当該種類又はシリーズの株主は議決権を有するものとする。

- 3 前項の議決権は、定款又はその他の方法によっても、否定、縮小又は制限されることはない。

第237条（総会の通知）

会社は、株主総会において定款変更を議題とする場合、当該株主総会の少なくとも20日前までに、当該議題について議決権を有する株主に対し、株主総会通知書を送付しなければならない。定款変更案は、総会の通知に同封されなければならない。

第238条（定款変更の内容）

定款変更により、次に掲げる事項を変更することができる。

- (a) 会社名の変更
- (b) 事業目的又は事業内容の増加、減少又は変更
- (c) 種類株式の絶対的又は相対的な内容変更に伴う当該種類株式の再分配
- (d) 種類株式に対する配当金の変更
- (e) 内容が絶対的又は相対的に既存の種類株式よりも優先する又は劣後する新たな種類株式を創出することによる増資
- (f) 種類株式又は授權株式の発行価格を下げることで減資を行う場合。資本金は、定款で定められた資本金額の半分以下に減少させてはならない。商業省に改正が届け出られた後、90日間は、減資を行ってはならない。もしその間に、会社によってその債務に異論がない債権者による反対があった場合、その債権者は、減資が効力を発する前に、その債権の完済を受けるものとする。
- (g) 会社の存続期間の変更
- (h) 登記上に記載された事務所の変更
- (i) 定足数の変更
- (j) 本法律によって定款に加えることが認められた、条項の追加

第239条（定款変更の届出）

- 1 定款変更に関する全ての書類には、株主によって承認された日付が明確に記載せねばならず、少なくとも取締役会議長又は取締役会議長から承認を受けた取締役による署名がなされなければならない。
- 2 定款変更は、株主総会で承認されてから15日間以内に、商業省に届け出られなければならない。

第240条（定款変更の証明）

- 1 商業省担当者は、定款への変更を受領した際に、定款変更証明書を発行しなければならない。
- 2 定款変更は、商業省の定款変更証明書記載の日付から効力を有する。ただし、変更された定款に定款変更証明書記載の日付以降90日以内の日付が記載されている場合には、この限りでない。

K. 合併

第241条（合併の権限）

- 1 2社又はそれ以上の会社は、一つの会社として合併すること又は新会社を設立するために合併することができる。
- 2 解散する会社を合併消滅会社といい、業務を継続する会社を合併存続会社という。合併消滅会社の法人格は、商業省が合併存続会社に対して合併証明書を発行した日に消滅する。

第242条（取締役会における承認）

合併を提案する両社の取締役会は、合併契約の議案について決議するものとする。定款に別段の定めがある場合を除き、決議は取締役会の定足数の過半数によるものとする。

第243条（合併契約）

合併契約には、次に掲げる事項が定められなければならない。

- (a) 合併の条件
- (b) 合併存続会社の定款
- (c) 合併消滅会社の種類株式を合併存続会社の種類株式に交換する方法
- (d) 合併消滅会社の株式を交換することができない場合、当該合併消滅会社株式の株主が合併において受け取るべき金銭の額、権利、証券又はその他の財産
- (e) 種類株式の株主が合併決議の投票前に入手することができるその他の情報
- (f) 合併の完了並びにそれに続く合併存続会社の経営及び事業のために必要な取り決めの詳細

第244条（株主への通知）

合併消滅会社の取締役会において合併契約に関する議案が承認された後、合併存続会社の株主は、合併について議決権を有する株主に対し、株主総会招集通知を送付しなければならない。

- (a) 合併消滅会社の取締役会は、合併契約締結後30日以内に、合併契約を承認す

るために株主総会を招集しなければならない。

- (b) 株主総会招集通知には、合併契約の写しが添付されなければならない。
- (c) 合併消滅会社は、株主総会の少なくとも20日前までに株主総会招集通知を送付しなければならない。

第245条（株主による投票）

合併契約の承認は、合併消滅会社の株主の3分の2以上による特別決議によるものとする。

第246条（種類による投票）

- 1 定款上、ある種類株式には議決権がないと定められていたとしても、当該種類株主は、直接又は間接的に、当該種類株式の権利、特権、制限又は条件を変更する内容を含む合併契約に関する決議については、常に、当該株式の種類又はシリーズ毎に決議が行われ、当該種類又はシリーズの株主は議決権を有するものとする。
- 2 前項の議決権は、定款又はその他の方法によっても、否定又は変更されることはない。

第247条（合併条項の届出）

合併存続会社の取締役は、商業省に次に掲げる各書類を届出なければならない。

- (a) 合併契約書
- (b) 合併消滅会社の、合併契約に関する株主総会決議及び取締役会決議
- (c) 合併存続会社の定款
- (d) 商業省担当者の要求により作成された、次に掲げる事実に関する、合併消滅会社の取締役又は執行役員の宣誓書
 - (i) 合併消滅会社及び合併存続会社それぞれが、各々の債務を弁済することができるということ
 - (ii) 合併存続会社の換金可能な財産価格が、その債務と全ての株式の資本金勘定以下ではないということ
 - (iii) 合併によって債権者が損害を被らないということ
 - (iv) 適切な書面通知が合併消滅会社の全ての債権者に送付されており、当該合併について、正当かつ妥当な異議が債権者からなされていないこと

第248条（合併の効果）

商業省は、合併存続会社の定款を受領した際に、合併証明書を発行するものとする。合併証明書記載の日付において、次に掲げる各法的効力が生じる。

- (a) 合併消滅会社と合併存続会社の合併

- (b) 合併存続会社による合併消滅会社の財産の承継
- (c) 合併存続会社による合併消滅会社の債務の引受
- (d) 合併存続会社による合併消滅会社に関する民事法、刑事法又は行政法上の地位の承継
- (e) 合併定款は合併存続会社の定款としてみなし、合併証明書は、合併存続会社の会社設立証明書としてみなす。

第249条（査定請求権）

合併における合併消滅会社の株主は、保有する合併消滅会社の株式について、その価値を査定するよう求めることができる。ただし、この場合、株主は次に掲げる各条件を満たさなければならないものとする。

- (a) 合併承認の決議の前から合併消滅会社の株式を所有していたこと
- (b) 合併承認の決議に賛成しなかったこと
- (c) 商業省への合併定款の届出後、合併存続会社に対して書面によって請求したと
- (d) 価値の査定を請求する際に、自己の株券を合併存続会社に引き渡したと

第250条（査定の手続）

- 1 査定が必要な場合、合併存続会社及び査定を請求した株主は、その株式について公正な価格で合意がなされるよう、最大90日間の交渉を行うものとする。
- 2 公正な価格は、全ての関連事情を検討した上で決定されるものとする。ただし、合併自体によって生み出された価値はこれに含まないものとする。
- 3 合併消滅会社の定款又は合併定款には、全ての査定に関する紛争が仲裁によって解決されるということを規定することができる。全ての株主は、最終的な仲裁判断がなされる前であればいつでも、価値の査定に関する請求を撤回することができる。この場合、当該株主は、合併存続会社から、査定の請求をしていなければ、合併によって受け取っていたであろう金額の支払いを受けることができる。
- 4 公正な価格について合意に至らなかった場合、管轄裁判所は、その価格を決定し、査定を請求した株主はその金額を受け取ることができる。

L. 解散・清算

第251条（解散）

- 1 株式を発行していない会社は、何時でも、全取締役による決議によって解散する。
- 2 資産及び負債を有しない会社は、株主総会特別決議によって、二種類以上の株式を発行している会社は、議決権の有無にかかわらず、全ての種類株主総会における特

別決議によって、それぞれ解散する。

- 3 会社は商業省担当者に対し、規定の方式の解散申出書を送付するものとする。
- 4 商業省担当者は、解散申出書を受領した後、解散証明書を発行するものとする。
- 5 会社は、解散証明書に記載された日付において、消滅したものとみなされる。

第252条（清算・解散の提案）

- 1 取締役及び株主総会において議決権を有する株主は、会社の任意清算及び解散の提案を行うことができる。
- 2 任意清算及び解散の提案が行われる株主総会の招集通知には、清算及び解散の条件を記載されなければならない。
- 3 財産又は債務を有する会社は、次に掲げる場合に、全ての種類株主総会における特別決議によって解散する。会社が二種類以上の株式を発行している場合、種類株主が議決権を有しているか否かに関わらず、全ての種類株主総会における特別決議を要するものとする。
 - (1) 株主総会特別決議、又は、株主が取締役に対して全会社財産を分配し、全会社債務を弁済する権限を付与する旨の株主総会普通決議が可決された場合
 - (2) 会社が、商業省担当者に対して解散届出書を送付する以前に、会社財産を分配し、会社債務を弁済した場合

第253条（解散の要旨に関する報告書）

- 1 会社は、清算及び解散に関する決議が可決した後、商業省担当者に対し、規定の方式による解散主旨書を送付しなければならない。
- 2 商業省担当者は、解散主旨書を受領した後、解散主旨証明書を発行するものとする。
- 3 会社の法人格は、商業省担当者が解散主旨証明書を発行してから、商業省から解散証明書が発行されるまでの間存続するものとするが、会社は、清算に必要な業務を除いてその業務を停止するものとする。

第254条（解散の要旨に関する通知）

会社は、商業省担当者から解散主旨証明書が発行された後直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない

- (a) 会社の知っている債権者に対する、解散する旨の通知
- (b) 連続した2週間の間、会社の登記上に記載された事務所の所在地において発行もしくは配付されている新聞、又は、商業省の規則が規定する他の刊行物によって、解散する旨を知らせる公告

第255条（清算）

- 1 会社は、清算又は解散を行うことについての証明書が発行された後、その財産を回収し、株主に対して現物による分配が行われる予定のない財産を処分し、全ての債務を消滅させ、そして、その業務を清算又は解散のために必要な全ての手続を行わなければならない。
- 2 会社は、清算又は解散する旨の通知がなされ、全ての債務について、弁済又は免除が行われた後、株主に対し、残余財産が金銭か物品にかかわらず、各株主の権利に従って、残余財産を分配するものとする。

第256条（裁判所による監督）

- 1 商業省担当者又は利害関係人は、会社の清算手続期間中いつでも、裁判所に対し、裁判所監督下で清算手続が行われるよう申し立てることができる。
- 2 前項の申立人は、商業省に対し、前項の申立てを行ったことを通知しなければならない。商業省担当者は裁判所に出廷し、自ら又は弁護人によって書類を提示することができる。

第257条（解散）

- 1 清算終了後、会社は解散届出書を準備しなければならない。
- 2 会社は、商業省担当者に対し、規定の方式による解散届出書を送付するものとする。
- 3 商業省担当者は、解散申出書受領後、解散証明書を発行するものとする。
- 4 会社は、解散証明書に記載された日付において、消滅したものとみなされる。

第258条（破産の場合における適用除外）

解散及び清算に関する規定は、裁判所に破産を申し立てた会社には適用されない。

M.商業省担当者

第259条（担当者の選任）

商業省は、本法律に基づき、商業省担当者としての義務を履行しその権限を行使する者を選任しなければならない。

第260条（商業省担当者の証明）

本法律上、商業省による証明書の発行、もしくは、事実の証明が必要、又は、認められている場合、当該証明書には商業省担当者による署名がなされなければならない。

第261条（写し）

商業省担当者に対する通知又は書類の送付が必要とされる場合、商業省担当者は写しを受取することができる。

第262条（商業省担当者によって要求される証拠）

商業省担当者は、書類又は書類に記述された事実を、宣誓供述書によって確認するよう求めることができる。

第263条（規則）

商業省は次に掲げる規則を設けることができる。

- (a) 本法律が定めることを必要又は認める事柄を定める規則
- (b) 届出、調査、書類の複写又はその他の行為に関する手数料の支払いに関する規則
- (c) 商業省が送付又は発行しなければならない通知及び文書の内容並びに電子的方式又はその他の方式について定める規則
- (d) 通知及び書類の送付又は発行に関する規則
- (e) 本法律によって認められる免除に関する規定

第264条（定款・解散主旨書の提出）

- 1 商業省に送付される定款又は解散主旨書には、取締役又は執行役員が、原始定款の場合には設立者が署名するものとする。
- 2 商業省担当者は、定款又は規定の方式による解散主旨書を受取した後、次に掲げる手続を行わなければならない。
 - (1) 届出日の記録
 - (2) 適切な証明書の発行
 - (3) 証明書及び定款もしくは説明書、又は、写真による、電子的方式による、もしくは、その他の方式による証明書及び定款もしくは説明書の複写の保管
 - (4) 会社又は代表者への、証明書及び定款もしくは説明書、又は、写真による、電子的方式による、もしくは、その他の方式による証明書及び定款もしくは説明書の複写の送付
 - (5) 商業省の官報における証明書の発行に関する通知

第265条（証明書の日付）

商業省によって発行される証明書は、解散主旨書、定款もしくは証明書が発行される根拠となった裁判所の命令が受領された日付、又は、それ以降で、裁判所、もしくは、定款もしくは解散主旨書に署名した者が指定する日付とすることができる。

第266条（適法証明）

商業省担当者は、会社が本法律に基づいて商業省に送付した証明書及び必要書類をいかなる者に対しても閲覧させることができる。

第267条（訂正）

- 1 商業省担当者によって会社に発行された証明書に誤りがある場合、取締役又は株主は、証明書の誤りを修正するために、本法律に従って、商業省担当者に文書を送付するものとする。会社の請求に正当な理由がある場合、商業省は、誤りを含む証明書を否定し、正しい内容の証明書を発行しなければならない。
- 2 正しい内容の証明書の発行日は、正しい内容の証明書が交付された日付とする。
- 3 証明書の内容に重大な変更が生じる場合、商業省担当者は、直ちに、商業省の官報において訂正の通知を行うものとする。

第268条（記録の閲覧・謄写）

- 1 規定の手数料を支払った者は、通常の営業時間の間、商業省に送付された書類を閲覧、謄写及び引用をすることができる。本条は、裁判所の命令による調査報告書には適用されない。
- 2 商業省担当者は、本条に従って、全ての者に対して前項の書類の写し又は謄本を交付しなければならない。
- 3 商業省が記録を書面以外の形式で保存する場合、
 - (a) 商業省は、本条において備える付ける必要がある全ての記録の写しを読むことができる形式で備え付けなければならない。
 - (b) これらの記録の写しで商業省担当者による認証を受けたものは、証拠として、元の記録と同じ効力を有する。

第269条（記録の保存）

商業省は、書面を受領してから10年間が経過した後は、証明書及び解散主旨書を除き、いかなる書面についても、これを交付することを要しない。

第四章 外国企業 一般条項

第270条（外国企業の定義）

外国企業とは、外国法に基づいて設立された、カンボジア王国に拠点を有し、事業を

行なう法人をいう。

第271条（形態）

- 1 外国企業は、次に掲げる形態により、カンボジア王国での事業を行うことができる。
 - (a) 商務代表事務所又は商務連絡事務所
 - (b) 支店
 - (c) 子会社
- 2 駐在員事務所及び支店は親会社の代理機関であり、親会社と異なる法人格を有しない。

第272条（事業活動）

外国企業がカンボジア王国において次に掲げる業務を行なう場合、当該企業は、事業活動を行っているをしているものとみなされる。

- (a) 1ヶ月以上、製造、加工又は役務提供のために事務所又はその他の場所を賃借する場合
- (b) 1ヶ月以上、自己のために他人を雇用する場合
- (c) カンボジア王国の法律によって外国人又は外国法人に認められた業務を行う場合

第273条（カンボジア法の適用）

- 1 カンボジア王国内で事業活動を行う外国企業は、カンボジア王国の法律と司法権に服する。
- 2 外国企業は、商業登記法上の登録義務に従わなければならない。

A.駐在員事務所

第274条（活動が認められる業務）

- 1 商務代表事務所及び商務連絡事務所は、カンボジア王国において、次に掲げる行為をすることができる。
 - (a) 親会社への紹介を目的とする顧客との接触
 - (b) 商業情報の調査と当該情報の親会社への供与
 - (c) 市場調査の実施
 - (d) 展示会での物品の売り込み、並びに、自らの事務所又は展示会でのサンプル及び商品の展示
 - (e) 展示会に向けた物品の購入及び保管

- (f) 事務所の賃借及び現地使用人の雇用
 - (g) 親会社を代理して行う現地顧客との契約
- 2 商務代表事務所及び商務連絡事務所は、継続的な物品の購入及び販売、役務供与、製造、加工並びに建設業務を行ってはならない。

第275条（管理）

商務代表事務所又は商務連絡事務所は、親会社によって任命および解任される1人以上の管理者によって管理される。

第276条（商号）

商務代表事務所又は商務連絡事務所の商号は、親会社の商号となるものとし、「商務代表事務所」又は「商務連絡事務所」という言葉が、その商号の上部又は前部に配置されなければならない。

第277条（駐在員事務所の閉鎖）

商務代表事務所又は商務連絡事務所は、親会社の判断によって閉鎖される。

B. 支店

第278条（活動が認められる業務）

- 1 支店は駐在員事務所に認められた業務を行なうことができる。
- 2 支店は、前項の業務に加え、カンボジア王国の法律によって外国人又は外国法人に対して禁止されている業務を除き、内国企業と同様に、継続的な物品の購入及び販売、役務供与、製造、加工並びに建設業務を行うことができる。

第279条（責任）

支店の財産は親会社の財産とする。親会社は支店の債務について、これを弁済する責任を負う。

第280条（管理）

支店は、親会社によって任命および解任される1人以上の管理者によって管理される。

第281条（商号）

支店の商号は親会社の商号となるものとし、「支店」という言葉は、その商号の上部又は前部に配置されなければならない。

第282条（支店の閉鎖）

支店は親会社の判断によって閉鎖される。

C. 子会社

第283条

子会社とは、外国企業の51%以上の出資によってカンボジア王国に設立される会社をいう。

第284条

子会社は、商業登録法上の登記によって、親会社とは異なる法人格を取得する。

第285条

子会社は、パートナーシップ又は有限責任会社として設立することができる。

第286条

子会社は、カンボジア王国の法律によって外国人又は外国法人に対して禁止されている業務を除き、継続して、内国法人と同様の業務を行なうことができる。

第五章 株主代表訴訟

第287条

- 1 株主は、次に掲げる全ての条件をみたす場合、会社の名義と権限の下、訴訟提起又は訴訟参加することができる。
 - (a) 訴訟の対象とされる会社取引が行われた当時、株主又は株主の相続人であったこと
 - (b) 当該取引に関する決議に賛成していない、又は、その他の方法でこれを認めていないこと
 - (c) 取締役会によって解決されていない紛争を取締役会で解決するよう、取締役会に対して書面での請求を行ったこと
 - (d) 裁判所に対する申立ての前に、取締役会に対して、合理的な通知を行ったこと
- 2 株主代表訴訟は、訴訟提起後は、裁判所の同意がない限り、和解によって終結することができない。

第288条（株主代表訴訟による会社財産の回復）

株主代表訴訟における、損害賠償金は会社財産に帰属する。株主代表訴訟において、会社が勝訴した場合、当該株主代表訴訟を提起した株主は、裁判所に、合理的な費用の支払いを申し立てることができる。

第289条（取締役・執行役員の注意義務）

- 1 取締役及び執行役員は、その職務を遂行するに当たり、
 - (a) 会社の利益のために、信義に従い、誠実に行動するものとし、
 - (b) 善良な管理者であれば同じ状況において用いるであろう、配慮、努力及び技術を尽くすものとする。
- 2 会社は、定款又は社内規則において、取締役と株主との間の紛争は仲裁手続において解決すると規定することができる。

第六章 罪・罰則・免責

第290条（虚偽の内容の書面の作成に対する罪）

商業省又はその他の者に送付するための虚偽又は紛らわしい報告書、回答書、通知書又はその他の書面の作成した者又は作成を幫助した者は有罪とし、1,000,000 リエル以上10,000,000 リエル以下の罰金、1ヶ月以上6ヶ月以下の禁錮又はこれを併科する。この者は、本条によって、関連法令が定める刑法上の処罰及び民法上の責任を免れるものではない。

第291条（取締役・執行役員の罪）

会社が犯罪を犯した場合、故意に当該犯罪を認可、許可又は同意した全ての取締役及び執行役員は、共犯として有罪とし、前条の罰金刑に処する。

第292条（公訴時効）

本法律が規定する犯罪の公訴時効は、訴因たる犯罪事実が発生後3年とする。

第293条（民事法上の救済）

作為又は不作為が本法律が規定する犯罪に該当するとしても、このことによって、当該作為又は不作為に対する民事法上の救済手段は影響を受けず、又、中断されない。

第294条（登記・届出・公示）

正当な理由なく、本法律が規定する登録、届出及び公示義務を怠った法人及び自然人は、改正商業登記法第43条及び第44条が定める刑に処する。

第295条（会社の帳簿・記録）

本法律第3章第2節(C)における会社の帳簿及び記録に関する規定に違反した会社及び自然人は、改正商業登記法の第43条及び第44条が定める刑に処する。

第296条（株主に対する計算書類の送付義務違反）

正当な理由なく、第227条が定めるところによる、株主に対する計算書類の写し送付義務を怠った会社は有罪とし、判決により、1,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処する。

第297条（商業省担当者に対する計算書類の送付義務違反）

正当な理由なく、第228条が定めるところによる、商業省担当者に対する計算書類の写しの送付義務を怠った会社は有罪とし、即決判決により、1,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処する。

第298条（監査役に対する株主総会主席義務違反）

正当理由なく、第234条が定めるところによる、定時株主総会出席義務を怠ったし現在の監査役又は以前の監査役は有罪とし、即決判決により、1,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金、6カ月以下の禁錮又はこれを併科する。

第299条

重過失もしくは軽過失を犯した、商業省の規制に違反した、又は、犯罪を共謀した商業省担当者には、行政罰、刑事罰もしくはこれを併科する。

第七章 経過条項

第300条

本法律の成立は、既にカンボジア王国の商業登記簿上に正しく登記されている会社の効力及び手続に影響を及ぼさない。

第301条

本法律は、商業省への書類及び情報の提出に関する会社の手続に対して適用される。

第302条

商業省は、本法律に従って、定款変更を行う会社のために、定款の見本及び定款変更に関するガイドラインを用意しなければならない。

第八章 最終条項

第303条（抵触）

本法律の定めに反する条項は無効とする。

第304条（公布）

本法律は、直ちに公布されるものとする。